

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【発行者名】 シュロダー・インベストメント・マネージメント
（ルクセンブルグ）エス・エイ
（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 パトリック・スタンフリ
（Patrick Stampfli）
取締役 アラスター・ウッドワード
（Alastair Woodward）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ
通り5番
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ -
外国投資信託受益証券に係るファ シュロダー・グローバル・ボンド・オープン
ンドの名称】 （Schroder SMBC Global Bond Series -
Schroder Global Bond Open）

【届出の対象とした募集（売出）】 50億アメリカ合衆国ドル（約5,825億円）

【外国投資信託受益証券の金額】 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1米ドル＝116.49円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズ -
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

（Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open）

（注１）シュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみで構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）サブ・ファンドの名称として「シュローダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズ」を省略し、単に「シュローダー・グローバル・ボンド・オープン」ということがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類である。

本書の日付現在、受益証券はクラスB 受益証券のみで構成されている（以下「受益証券」という。）。

受益証券について、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

50億米ドル（約5,825億円）を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝116.49円）による。以下、米ドルの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込み後最初の取引日（買付申込日）に計算される各受益証券1口当たり純資産価格

（注１）「取引日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で、日本における金融商品取引業者の営業日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。）、および/または管理会社が随時定めるその他の日（受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止期間中の日を除く。）をいう。

（注２）1口当たり純資産価格については、下記「（８）申込取扱場所」に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

受益証券の購入時に申込手数料は課されない。

購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払手数料が課される（条件付後払手数料については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）場合がある。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%

4年超 5年以内	1%
5年超	0%

投資者は、買戻価格から条件付後払手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。

条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。

条件付後払手数料の金額は、前記のとおり決定された適用料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

条件付後払手数料は、管理会社に対して支払われるべき手数料であり、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて精算される。条件付後払手数料には、消費税は課せられない。

(6) 【申込単位】

100口以上10口単位

(7) 【申込期間】

平成29年4月1日（土）から平成30年3月30日（金）まで

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として午後3時までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義される。）は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。

(注2) 日本において申込みを取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外として申込みの取扱いを行わない。

(注3) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C フレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbc-friend.co.jp>

電話番号：03-3669-3211

（以下「S M B C フレンド証券」または「日本における販売会社」という。）

(注1) 日本における販売会社は、管理会社の承認のもと、他の販売取扱会社を任命することができ、直接または販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の購入申込みおよび買戻請求の管理会社への取次を行う。S M B C フレンド証券は、東京都千代田区丸の内一丁目1番2号所在の株式会社三井住友銀行を販売取扱会社として任命している（以下「販売取扱会社」、「三井住友銀行」または「S M B C」ということがある。）。なお、販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の販売・買戻しの取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の購入申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れおよび投資者に対する買戻手取金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取次業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(注2) 上記の日本における販売会社および販売取扱会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から起算して、原則として3営業日目までに行われる（以下「払込期日」という。）。日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以

前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、申込日に申込金額等の引き落としを行う。

なお、「営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日をいう。

(10) 【払込取扱場所】

SMB Cフレンド証券

東京都中央区日本橋兜町7番12号

三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

各申込日の発行価格の総額は、払込期日に、日本における販売会社によって管理会社のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(イ) SMB Cフレンド証券は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成21年6月3日付契約に基づき、受益証券の募集の取扱いを行う。

(ロ) 日本における販売会社は、販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(ハ) 管理会社は、SMB Cフレンド証券をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、米ドル貨または円貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、各取引日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に管理会社のファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、サブ・ファンドは、ファンドの唯一のサブ・ファンドである。

アンブレラ・ファンドとしてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき設立され登記上の事務所をルクセンブルグに有する会社である管理会社により共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される、法人化されていない証券その他の資産の共同所有権である。ファンドの資産は、管理会社の資産とは分別保管される。

ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正される。）（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）のパートの規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付の法律（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

アンブレラ・ファンドとして、ファンドは複数のサブ・ファンドを設定することができる。サブ・ファンドに関する発行手取金は、サブ・ファンドにつき管理会社の取締役会により決定された投資方針に従い個別に投資される。ファンドは、サブ・ファンドにおいて複数のクラス（以下「クラス」という。）の受益証券を発行することができる。

サブ・ファンドについてのすべての言及は、文脈上必要であれば、かかるサブ・ファンドを構成しているクラスを含むものとする。あるサブ・ファンドにおいて1つのクラスしか発行されていない場合、クラスについての言及は、そのサブ・ファンドについての言及となり、逆もまた同様である。

ファンドは、ルクセンブルグ法の下で、法人化されていない契約型の共同所有権スキームであり、財務的に透明なものとして扱われる。ファンドもいずれのサブ・ファンドも、会計上は別個のものともみなされるが、独立した法人格を有しない。投資者は、自らがサブ・ファンドに投資することができることについて投資前に確認すべきであり、確信がない場合には専門家の助言を得ておくべきである。

ファンドは、平成21年5月29日に効力を発生し、かつ、ルクセンブルグの商業・法人登記所に預託されており、閲覧謄写が可能である約款（改正済）（以下「約款」という。）に従い運用される。

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、随時、新規サブ・ファンドを設定することができる。

サブ・ファンドの受益証券を保有することにより、受益者は、サブ・ファンドが保有する資産のすべての範囲にわたって投資を分散する機会を得ることになる。サブ・ファンドの1つのクラスの受益証券はすべて、清算時の買戻代金について同等の権利を有する。約款には、受益者集会に関する規定はない。

管理会社は、サブ・ファンド内に、サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される異なる複数のクラスの設定を決定できる。各クラスには、特定の報酬構造、通貨建てまたはその他特定の特徴を適用することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券1口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。

受益証券は、原則として、分配型受益証券として発行される。累積型受益証券は、管理会社の裁量によってのみサブ・ファンド内で発行される。投資者は、管理会社または管理会社が任命した販売会社に対し、各クラスおよびサブ・ファンド内で累積型受益証券を入手することができるかどうか問い合わせることができる。投資者は、すべての販売会社がすべてのクラスの受益証券を販売するわけではないことに留意すべきである。

b. サブ・ファンドの目的および基本的性格

サブ・ファンドの投資目的は、主として日本を除く先進国の政府、政府機関または国際機関（以下、総称して「ソブリン債」という。）および企業が発行する様々な通貨建ての債券、ならびに、サブ・ファンドの純資産の40%を上限として、モーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券に投資することにより、（定期的な分配金の支払に加えて）中長期的な収益の確保を提供することである。サブ・ファンドは、現金、外国通貨、預金および短期金融商品にも投資することができる。

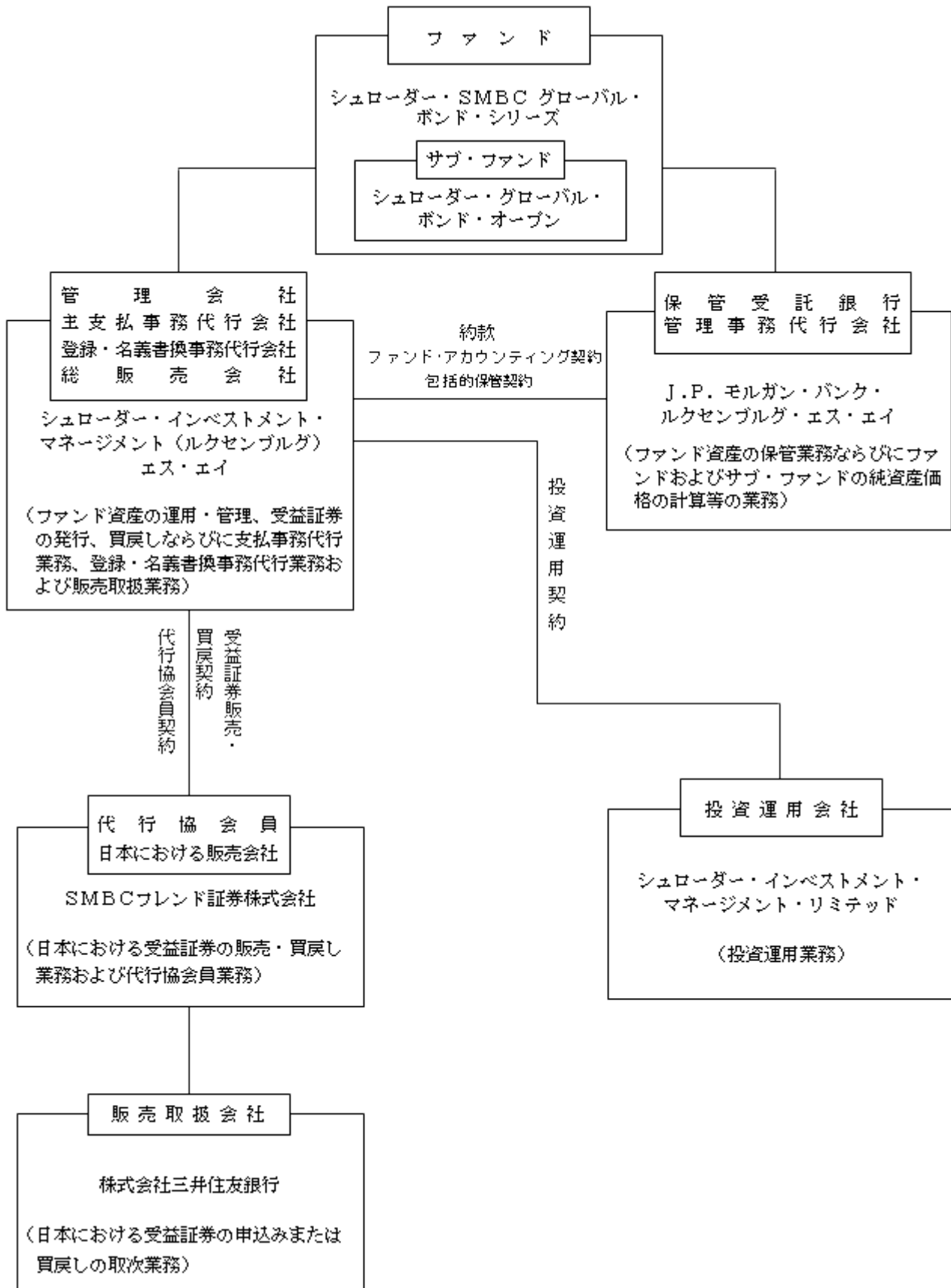
しかし、必ずしもかかる投資目的が達成されるとの保証はない。

（2）【ファンドの沿革】

平成3年8月23日	管理会社の設立
平成21年5月29日	ファンド約款締結
平成21年6月30日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
平成22年3月3日	ファンド改訂約款締結（平成22年3月31日効力発生）
平成26年7月17日	ファンド改訂約款締結（平成26年7月17日効力発生）
平成28年2月25日	ファンド改訂約款締結（平成28年3月15日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社 主支払事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社 総販売会社	平成21年5月29日付で保管受託銀行との間で約款（改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 管理事務代行会社	平成21年5月29日付で管理会社との間で包括的保管契約（注1）およびファンド・アカウントティング契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、受益証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	平成21年5月29日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務を提供する。
S M B C フレンド証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成21年6月3日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注4）および同日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウントティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが一定のファンド・アカウントティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、その基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻し契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本における受益者からの買戻し注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に基づき、管理会社として認可され、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、また、管理会社は、2013年法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグL-1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1）ルクセンブルグ投信法第101条第（2）項および別紙 に基づく、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託についての法令または行政規定に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC（改正済）（以下「EU通達2009/65/EC」という。）に従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理ならびにその他のルクセンブルグ籍および外国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の更なる管理。
- 2）2013年法第5条第（2）項および別紙 に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定されたルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することもできる。

管理会社は、一般的に、ルクセンブルグ投信法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびAIFMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は12,867,093ユーロ（約15億7,879万円）で、平成28年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,477株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝122.70円）による。以下同じ。

（ ）会社の沿革

1991年8月23日設立。

（ ）大株主の状況

（平成28年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率

シュローダー・インターナショナル・ ファイナンス・ピー・ヴィー (Schroder International Finance BV)	英国 EC2V 7QA ロンドン グresham・ストリート31 (31 Gresham Street, EC2V 7QA London, United Kingdom)	16,477株	100%
--	--	---------	------

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、ルクセンブルグ投信法、大公令、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)の通達等の規則に従っている。

() 準拠法の内容

ルクセンブルグ民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、ルクセンブルグ民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条)および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、EU通達2009/65/ECの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1) ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2) 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、ルクセンブルグ投信法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート UCITS」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、EU通達2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3) ルクセンブルグ投信法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A. 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券またはルクセンブルグ投信法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2013年法

1) 2013年法は、AIFMを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ピークル(AIF)にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、AIFMDを施行し、とりわけ、()ルクセンブルグ投信法、()特別投資ファンド(SIF)に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社(SICAR)に

関するルクセンブルグ法を修正し、A I F M D から生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

2) 2013年法は、

- () 投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、
- () E U 通達2009 / 65 / E C に従った承認を要しない（すなわち、U C I T S としての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてA I F を定義する。

3) 2013年法は、A I F の販売に関する規定も含んでいる。A I F M が2013年法に基づき権限を付与された場合、当該A I F M は、簡易な規制者間の通知手段を利用し、A I F の投資証券または受益証券を他のE U 加盟国で販売することができる。

適用法および管轄

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠する。

ファンドの申込書類の締結をもって、関連する投資家は、約款、ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）その他適用ある法令に準拠する契約関係に立つ。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則（E U）1215 / 2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として（規則（E U）1215 / 2012に一部例外が規定されている。）、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

() C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対し受益証券を公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S F に提出しなければならない。

さらに、後記「(6) 監督官庁の概要 () 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S F に提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers Société coopérative) である。さらに、ファンドは、C S S F のC S S F 通達15 / 627に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

() 受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書（監査済）および半期財務報告書（未監査）を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。報告書の写しは、管理会社のインターネット・サイト（www.schroders.lu）からも入手できる。

報告書には、サブ・ファンドの個別情報とファンドの全体情報とが記載される。受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。ルクセンブルグ投信法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌3か月以内には是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

A I F M関連規則により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（A I F M D第16条第（1）項に言及され、かつ、A I F M規則第106条第（1）項に従い重大とされる、後記「2 投資方針（1）投資方針 レバレッジ」の項の「4）流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、（ ）利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙に記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、（ ）サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、（ ）2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、（ ）担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、（ ）一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに（ ）各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合または法律により要求される場合、通知は、新聞一紙およびルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「R E S A」という。）により公告される。

米ドル建てのファンドの連結会計およびサブ・ファンドの会計は、毎年9月30日に締められる。

日本における開示

- （ ）監督官庁に対する開示
- 1）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券

報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）等においてこれを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

() 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日のルクセンブルグ法の下でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除く。）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、E U通達2009/65/EC（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任命し、U C I T S所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきC S S Fに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。U C I T S所在国の所轄官庁からC S S Fに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該U C I T Sはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はE U加盟国において公衆に対して販売されない。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法第88-1条に基づき、A I F M Dおよび同通達を施行するためのA I F M関連規則ならびにA I F M関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、ルクセンブルグ投信法に規定されるものと同等とC S S Fが思料する監督に服していなければならない。

ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するE UおよびE U圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、A I F M規則に規定される適用ある条項、さらにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われるものとする。

() 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合は、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

() 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

() 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、主に日本を除く先進国のソブリン債および企業が発行する様々な通貨建ての債券、ならびに、サブ・ファンドの純資産の40%を上限として、モーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券に投資することにより、（定期的な分配金の支払に加えて）中長期的な収益の確保を提供することである。サブ・ファンドは、現金、外国通貨、預金および短期金融商品にも投資することができる。

しかし、必ずしもかかる投資目的が達成されるとの保証はない。

投資適格債とは、S & Pグローバル・レーティングからBBB - 以上またはムーディーズからBaa3以上の信用格付を取得している債券をいう。サブ・ファンドは、相対的に安定した利回りと低いボラティリティを達成する可能性を最大化するため、投資適格債に対する投資比率を高く維持することを目指す。

先進国には、シティ・グローバル国債指数を構成する債券の発行国が含まれる。

サブ・ファンドの参照ベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（日本を除く。）である。後記「別紙B 参考情報：サブ・ファンドのベンチマークの概要」を参照のこと。

サブ・ファンドは、ヘッジ目的で金融デリバティブ商品を採用することができる。デリバティブの使用は、デュレーションを制御するための金利先物の利用など、リスクを低減するためのヘッジ目的に限られる。金融デリバティブ商品には、上場・店頭取引オプション、先物、金利スワップおよび先渡契約が含まれる。サブ・ファンドは、投資不適格債券またはクレジット・デフォルト・スワップには投資しない。

譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段の利用

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段（証券貸付またはレポ取引を含むがそれらに限られない。）を利用することができる。

ルクセンブルグの諸規則ならびに特に金融技法および金融商品の利用に関するC S S F 通達08 / 356により許容される限りにおいて、かつこれらにより定められた制限内において、サブ・ファンドは、資本もしくは収益をさらに獲得するため、または費用もしくはリスクを低減させるために、買主または売主としてオプションによるまたはオプションによらないレポ取引を締結することができ、また、証券貸付を行うことができる。

レポ取引に関し、サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則の要件を充足するために十分な種類でかつ市場価値を有する担保を取引相手方から徴収する。

証券貸付に関し、サブ・ファンドは、取引相手方が、少なくとも貸し付けられた証券の市場価値相当の価値を有する担保を提供し、かつ、毎日維持することを確保する。かかる担保は、ルクセンブルグの諸規則の要件を充足する現金または証券でなければならない。

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則および特に上記C S S F 通達08 / 356に規定する制限の範囲内で、レポ取引または証券貸付の担保として受領した現金を以下のものに再投資することができる。すなわち、(a) 毎日純資産価格を計算しており、AAA相当の格付を受けているマネー・マーケット型集団投資スキームが発行する投資証券または受益証券、(b) 短期銀行預金、(c) ルクセンブルグの諸規則により許容されている短期金融商品、(d) 米国、EU加盟国、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている短期債券、(e) 適切な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証されている債券、ならびに(f) リバース・レポ取引である。ただし、かかるリバース・レポ取引は、米国、EU、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている証

券により全面的にかつ継続的に担保されていなければならない。かかる再投資は、必要であれば、各関連するサブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーの計算において勘案される。

レバレッジ

1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/または金融デリバティブ商品の利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用される金融デリバティブ商品との区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショ-

ト・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、金融デリバティブ商品を用いることが可能である。

3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクの全側面が継続的に識別、評価および監視されるよう確保するため、包括的な流動性リスク監視体制を確立している。かかる監視体制には、以下の組合せに対するサブ・ファンドの流動性特性の強靭性を評価するために立案された流動性ストレス・テスト・シナリオが含まれる。

- ・極めて不利な市場流動性の状況
- ・大規模かつ急な資本流出

本流動性リスク管理の目的は、サブ・ファンドが、常に可能である限り、かつ、緊迫した市況下において、関連する規制上の買戻義務を遵守できるよう確保し、サブ・ファンドの流動性が各投資方針および全体的なリスク特性に即したものであり続けるよう確保することである。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、少なくともCSSFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

サブ・ファンドの特色

特色1：安定的な投資成果の追求

主に先進国（日本を除く。）のソブリン債および投資適格債へ投資を行い、中長期的に相対的に安定的な収益の確保を目指す。

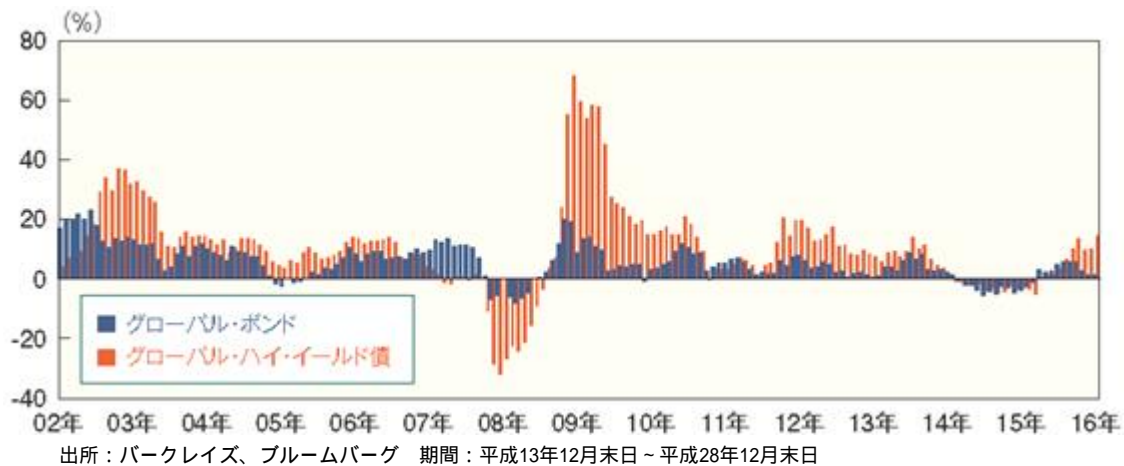
< 長期のパフォーマンス >

以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（日本を除く。）、米ドル建てエマージング債：JPモルガン・エマージング・マーケット債券指数・グローバル・ダイバーシファイド、グローバル・ハイ・イールド債：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））を平成13年12月末日を100として指数化（米ドル・ベース）したものである。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



< 投資期間1年間の収益率 >

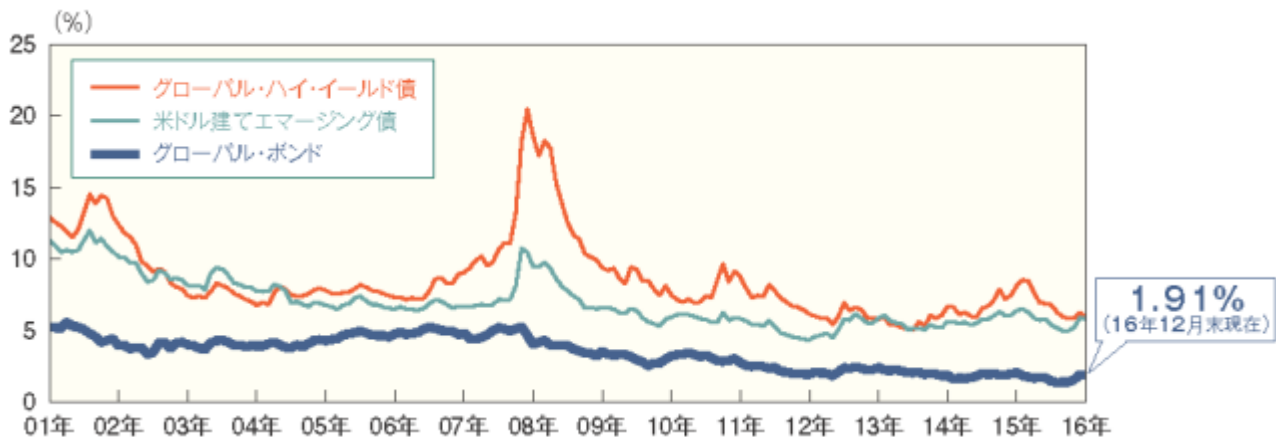
以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（日本を除く。）、グローバル・ハイ・イールド債：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））の1年間の変化率を月次で表示したものである（米ドル・ベース）。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



安定的な利回りを追求する。

< 利回りの推移 >

債券の利回りとは、一般に、債券からの利息収入を主な源泉とする収益率を指す。以下は、各債券指数（グローバル・ボンド：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（日本を除く。）、米ドル建てエマージング債：JPモルガン・エマージング・マーケット債券指数・グローバル・ダイバーシファイド、グローバル・ハイ・イールド債：ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・ハイ・イールド債指数（いずれも米ドル・ベース））の利回りである。したがって、参考として掲載したものであり、サブ・ファンドの内容とは異なり、また、過去のかかる指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではない。



出所：バークレイズ 期間：平成13年12月末日～平成28年12月末日

特色2：毎月分配

原則として、毎月分配金を支払う。

サブ・ファンドは、原則として、投資している債券からのクーポン（利息）収入などをもとに、毎月安定的に分配金を支払うことを目指す。

ただし、一保有口座（日本の投資家については、日本における販売会社名義の口座をいう。）に対する（ファンドから支払われる）分配金総額が50米ドルまたはその相当額を下回る場合、分配は行われぬ。

< サブ・ファンドの分配金の支払のイメージ >

以下は、分配金支払のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払を約束するものではない。



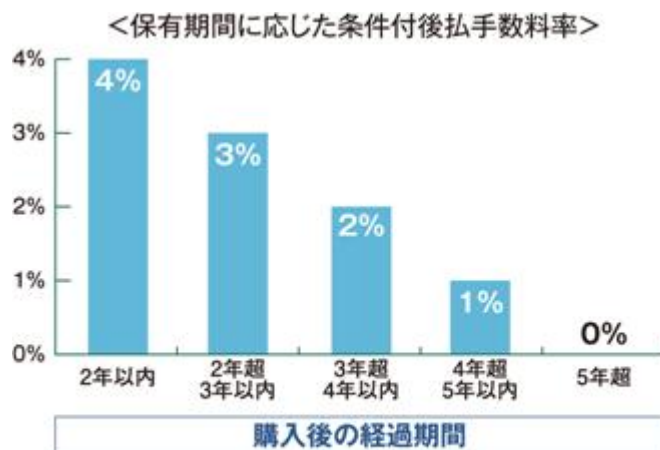
特色3：購入時の申込手数料はゼロ

購入時に申込手数料はかからない。

購入時に申込手数料はかからないので、投資者が用意した資金の全額を運用に回すことが可能である。

購入後の経過期間に応じて、換金時には条件付後払手数料がかかる場合がある。

- ・ 保有期間の長さに応じて、手数料率は低減する。
- ・ 保有期間は月毎に算出される。保有期間は、購入日が属する月の翌月1日から算出が始まる。5年超の保有で条件付後払手数料はゼロとなる。
- ・ 条件付後払手数料の算出には、購入価格と換金価格のうち低い方を適用する。条件付後払手数料は、購入時と換金時の価格のいずれか低い方に手数料率をかけて算出される。



※複数回に分けて購入された場合、保有期間の長いものから順に換金される。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュロージャー」または「シュロージャー・グループ」ということがある。）を投資運用会社を選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュロージャー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュロージャー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリストが現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュロージャーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュロージャー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。

[シュローダー・グループの各拠点の運用チーム]

<p>株式各運用チーム グローバル株式 エマージング株式 アジア(除く日本)株式 日本株式 欧州株式 米国株式 計量株式運用 他 企業リサーチ</p>
<p>債券各運用チーム グローバル債券 米国債券 欧州債券 アジア債券 新興国債券ベンチマーク型 転換社債 保険リンク証券 他 経済分析 クレジットリサーチ</p>
<p>マルチアセット各運用チーム マルチアセット運用 ポートフォリオ・ソリューション 他</p>
<p>オルタナティブ各運用チーム 新興国債券絶対収益型 コモディティ 不動産 ヘッジファンド 他</p>

(4) 【分配方針】

ファンドは、受益証券の保有者に対し、米ドル建ての現金により随時分配を行うことを予定している。

サブ・ファンドは、毎月分配金を支払うことを予定しており、第一回目の分配は、平成21年9月に行われた。サブ・ファンドは、毎月10日（当該日が営業日でない場合、翌営業日）（以下「分配基準日」という。）に分配金の宣言を行う予定である。宣言された分配金は、通常、毎月20日（同日が営業日でない場合、翌営業日）に支払われる。一保有口座（日本の投資家については、日本における販売会社名義の口座をいう。）に対する（ファンドから支払われる）分配金総額が50米ドルまたはその相当額を下回る場合、分配は行われぬ。分配金は、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインから支払うことができる。

分配基準日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、分配金残額は受領することができなくなり、該当するサブ・ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。

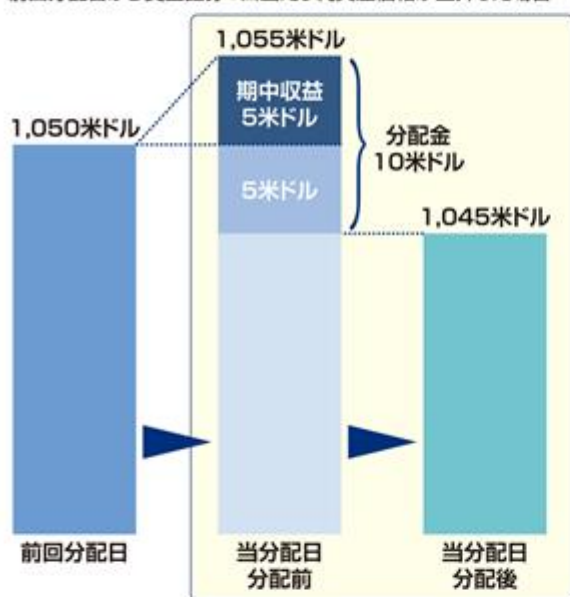
<投資信託で分配金が支払われるイメージ>



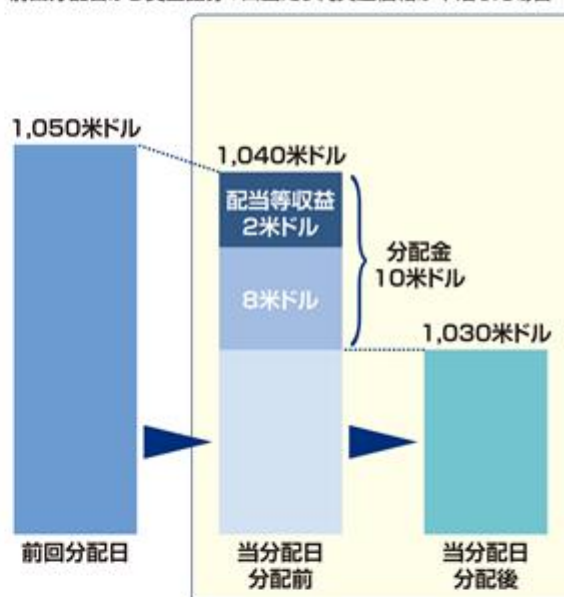
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配金計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合>



<前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合>



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。

※上記図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様である。

<分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合>



<分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合>



※分配金に対する課税については、後記「4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

(5)【投資制限】

管理会社は、以下の投資制限を遵守する。

サブ・ファンドは、発行体の証券に投資することができる。ただし、サブ・ファンドは、

- () 純資産の20%を超えて単一の発行体の証券(オープン・エンド型集団投資スキームを除く。)への投資を行わない。
- () 投資の結果、サブ・ファンドが同一発行体が発行した同一種類の証券の10%を超えて所有することになる場合、かかる証券の取得を行わない。
- () 純資産の10%を超えて、単一の金融機関への預金を行わない。
- () 価格の透明性を確保するための適切な方法が取られない限り流動性に欠ける資産への投資を行わない。
- () 純資産の20%を超えてオープン・エンド型集団投資スキームが発行する証券の投資を行わない。かかる場合、複数の区分を有する集団投資スキームの各区分については、異なる発行体とみなされるが、異なる区分毎の義務を区別するための原則が第三者に対して確保されていなければならない。
- () 株式への投資を行わない。
- () 証券の空売りを行わない。
- () 投資の結果、金融商品取引法第2条第1項に定義する「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの純資産価格の50%を上回ることとなる投資を行わない。

() および() の制限は、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の加盟国もしくはその地方当局、またはEU、地域もしくは世界中における公的国際機関により発行または保証される証券には適用されない。

() の制限は、他のルクセンブルグ籍集団投資スキームにのみ投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。

管理会社は、受益者の保護に反するまたは管理会社もしくは第三者の利益を図る目的で行う取引など、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

サブ・ファンドが純資産をストラクチャード商品に投資する場合、上記() および() の制限は、かかるストラクチャード商品の発行体およびかかるストラクチャード商品の最終債務者リスク(例えば、「原」債務者)の双方に適用される。

以下の制限の範囲内で、サブ・ファンドは、投資方針に従いヘッジ目的のために以下の技法および手段を採用することができる。

1) サブ・ファンドは、先物の売却またはオプション、スワップ、先渡契約などその他の金融商品の取得を行うことができる。ただし、かかる先物またはその他の金融商品は、定期的に営業しかつ公衆に対して開かれている公認の取引所または規制ある市場において取引されていなければならない。

2) さらに、サブ・ファンドは、高格付の金融機関との間で店頭市場において金融デリバティブ契約を締結することができる。

未決済取引全部の約定残高は、ヘッジされる通貨建てのサブ・ファンドの資産の市場価格を超えてはならない。

デリバティブ商品は、取引所において相場が付けられ、規制ある市場において取引され、または適格取引相手方(以下に定義する。)との個別契約によるものでなければならない。

サブ・ファンドが個別契約によりデリバティブ契約を締結する取引相手方は、OECD加盟国を拠点として当該取引を専門とする高格付の金融機関(以下「適格取引相手方」という。)でなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要がない。

リスク分散の原則の遵守を確保しつつ、サブ・ファンドは、最初の純資産価格の計算の日後6か月間、上記の分散のための投資制限を緩和することができる。

いかなる理由であれ上記の制限比率を超過した場合、投資は、受益者の利益を十分に考慮しながら、合理的期間内に所定の比率の範囲内に回復されなければならない。

借入制限

サブ・ファンドは、総額で純資産の最大10%相当額を一時的に借り入れることができる。かかる総額の計算において、貸方および借方の現金残高は通算することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

（ ）一般的リスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、受益証券は、流動性のあるファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、受益者は当初投資した金額を回収できないことがある。

（ ）投資目的リスク

投資目的は、投資結果として意図するものを表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境により、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になる場合さえある。サブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

（ ）為替リスク

サブ・ファンドの通貨（米ドル）が投資者の自国通貨と異なる場合、またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

（ ）受益証券の取扱いの停止

受益証券を買い戻す権利が停止される場合がある。

（ ）規制リスク

ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、ファンドは、関連するサブ・ファンドの受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、サブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、サブ・ファンドが投資範囲を十分に利用することができなくなる場合がある。

（ ）投資集中リスク

ファンドはリスク分散の原則に基づき運営されるが、サブ・ファンドは、一定の時期において、相対的に少数の投資対象のみを保有することがある。サブ・ファンドが多額のポジションを保有する特定の投資対象が値下がりし、または発行体もしくは契約相手方の債務不履行を含むその他の悪影響を受ける場合、サブ・ファンドは著しい損失を被ることがある。

（ ）金利リスク

債券およびその他の債券関連商品の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債券関連商品の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債券関連商品の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象の残存期間または償還日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に償還日より前に投資対象を買い戻す（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を買い戻しまたは償還する場合、サブ・ファンドは、その代金を、より低利の投資対象に再投資しなければならない場合がある。その結果、金利低下による債券価格の上昇益を享受できないことがある。

() 信用リスク

債券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債券の価格に影響することがある。サブ・ファンドが債券を保有している期間中に、当該債券の発行体の支払能力が著しく低下し、または債務不履行に陥る可能性がある。発行体の支払能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該債券の価格に悪影響を及ぼすことがある。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、サブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付とみなすことができる。サブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、サブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。サブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。サブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、その存続期間中周期的に利払いがなされるのではなく満期時にもみ利払いがなされる投資対象の方が、信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に割り当てられた格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未滿の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低いが、それらも、低格付の投資対象と同様のリスク（発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することがある。

() 流動性リスク

流動性リスクとは、特定の投資対象の売買が困難になることである。流動性の乏しい証券へのサブ・ファンドによる投資は、サブ・ファンドがかかる証券を有利な時期または価格において売却することができないために、サブ・ファンドの利回りを減少させることがある。外国証券、デリバティブ、または高度の市場リスクおよび/もしくは信用リスクを有する証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。流動性の乏しい証券は、非常に価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

() インフレ/デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、サブ・ファンドの資産またはサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落するというリスクである。インフレが進行するにつれて、サブ・ファンドの組入証券の実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下がるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、サブ・ファンドの組入証券の価値を下げる可能性がある。

(x) 金融デリバティブ商品リスク

特定の投資目的を達成するため金融デリバティブ商品を利用するサブ・ファンドにとって、金融デリバティブ商品のパフォーマンスがサブ・ファンドおよび受益者にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

(x) 先物取引、オプション取引および先渡し取引リスク

サブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴う。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、サブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなるため、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引にはまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。サブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、サブ・ファンドはその額を優に超える損失を被る場合がある。サブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、サブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

先渡し取引（特に店頭で取引されているもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。カウンターパーティーが債務不履行に陥ると、サブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られない可能性がある。このことにより、未実現利益が失われる場合がある。

(x) 店頭デリバティブ取引に特有のリスク

店頭市場で取引されている証券は、取引量が少ない可能性があり、主に証券取引所で取引されている証券より価格が不安定である場合がある。かかる証券は、より幅広く取引されている証券よりも流動性が低い可能性がある。さらに、かかる証券の価格が未公表のディーラーの利幅を含んでいる場合があり、サブ・ファンドが購入価格の一部として支払う可能性がある。

(x) カウンターパーティー・リスク

管理会社は、ブローカー、決済機関、市場におけるカウンターパーティーおよびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに、サブ・ファンドのために取引を行う。サブ・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因のいかんを問わず、かかるカウンターパーティーの債務不履行のリスクにさらされる。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債または債券などの商品に投資することができる。かかる商品は、一連のカウンターパーティーにより発行されており、投資対象を通じてサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

(x) 店頭デリバティブ取引のカウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、十分な監督に服しかつ同種の取引を専門とする一流の機関とのみ店頭デリバティブ取引を行う。原則として、一流機関と締結されたかかるデリバティブ取引についてのカウンターパーティー・リスクは、カウンターパーティーが信用機関である場合には、該当するサブ・ファンドの純資産の10%を超えてはならず、その他の場合には純資産の5%を超えてはならない。しかし、カウンターパーティーが債務不履行に陥った場合、実際の損失はこれらの制限を超える可能性がある。

(x) 保管業務に関するリスク

サブ・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がサブ・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。サブ・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてサブ・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の

資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、サブ・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

サブ・ファンドは、保管受託システムおよび/または決済システムが十分に発達していない市場にも投資することができる。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されているサブ・ファンド資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされる場合がある。

(x)) 低格付高利回り債務証券についてのリスク

サブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクに服する低格付高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、サブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも、より高い程度の信用リスクを伴う。

(x)) モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のリスク

担保付モーゲージ債務および一定のストリップ・モーゲージ担保証券を含むモーゲージ担保証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。資産担保証券は、モーゲージ担保証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。

従来型の債務型証券は、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ担保証券および多くの資産担保証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。サブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、（金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、）金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して資本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下がるため、金利の上昇によりデュレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ担保証券および資産担保証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ担保証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴う場合がある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される固定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する固定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、これらの支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、証券の元利金の全額支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

資産担保証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力は限られている場合がある。モーゲージ担保証券および資産担保証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの証券の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下がって原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、サブ・ファンドが利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下がれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、サブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

サブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ担保証券および資産担保証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。サブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、証券の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、原証券の値動きにさらされることとなる。

(x) 純資産価格に関する留意事項

受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの投資の運用実績により、時々刻々と変動するものと予想される。受益者は、受益証券の買戻しを行う際にまたは強制的買戻しの際に、その時点における受益証券1口当たり純資産価格が受益者が払い込んだ発行価格よりも低い場合には、当初の投資額を全額回収できない可能性がある。

資産が公正な価格設定方法により純資産価格に反映されている場合、かかる公正価格設定方法がその後の換金価格と対応するとの保証はない。

(xx) 税金に関する留意事項

ファンドが取得時に源泉徴収税を課されない証券に投資する場合、適用法、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更により、将来も源泉徴収されないとの保証はない。ファンドは、かかる源泉徴収税額を回収することができず、かかる変更が受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼすことになる。将来かかる証券が源泉徴収税の対象とされなくなった場合、その利益は買主に生じ、ファンドには生じない。

租税条約の適用がなくなり、ファンドがそれにより従前は源泉徴収されていなかった源泉徴収税額を支払わなければならなくなった場合、ファンドは、かかる源泉徴収税額を回収することができず、これが受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼすことになる。

分散投資の結果として、サブ・ファンドは、他の通貨建てで保有されている資産に関する為替リスク、他の法域に投資されている資産に関する税金リスク、サブ・ファンドの投資先ファンドの資産に影響する可能性のある政治的、社会的および経済的要因に関するリスクなどのその他のリスクを負うことがある。

(xx) 証券貸付およびレポ取引に関連する特定のリスク

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。サブ・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、サブ・ファンドにおいてオプションまたは先渡しのデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券貸付は、カウンターパーティーの債務不履行または経営難の場合には、回収が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、サブ・ファンドが証券の売却を完了する、または買戻請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

カウンターパーティーに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、カウンターパーティーが取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にサブ・ファンドに対するカウンターパーティーの債務を弁済し、またはカウンターパーティーに貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、サブ・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をサブ・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

サブ・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関してカウンターパーティーから得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ない利回りしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、サブ・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限され、サブ・ファンドが証券の売却を完了するまたは買戻請求に応じる能力を制限するおそれがある。

(xx) 潜在的な利益相反のリスク

投資運用会社およびシュロオーダー・グループは、直接または間接的に、投資運用会社のファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらさうる利益を投資運用会社またはシュロオーダー・グループにもたらず取引を行うことがある。投資運用会社もシュロオーダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務の相反は、投資運用会社またはシュロオーダー・グループがファンドに直接または間接的に投資する場合があることにより生じる。

上記のリスク要因のリストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資者は、本書の全体を読み、サブ・ファンドに投資するか否かを決定するために必要と考えるその他すべての情報を十分に精査しなければならない。投資者は、本書の内容を完全に理解していなければならない。

<サブ・ファンドに特有のリスクの検討事項およびリスク特性>

サブ・ファンドは、低～中程度のリスクを有する。このサブ・ファンドに特有のリスクの主なものとして、金利リスク、信用リスク、モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のリスクならびに為替リスクがある。

その他のリスクとして、流動性リスク、インフレ/デフレ・リスク、金融デリバティブ商品リスク、カウンターパーティー・リスク、保管業務に関するリスク、潜在的な利益相反のリスク、純資産価格に関する留意事項、規制リスクおよび受益証券の取扱いの停止がある。

リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュロオーダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュロオーダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュロオーダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュロオーダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当ある諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的実施されている。

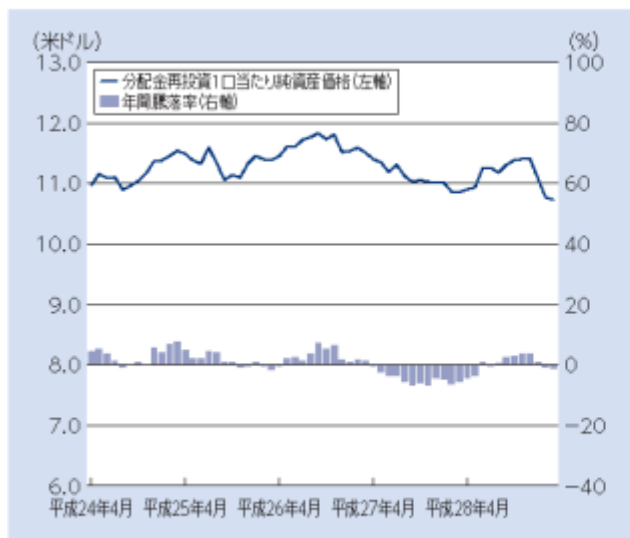
上記体制は平成28年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとして利用のこと。

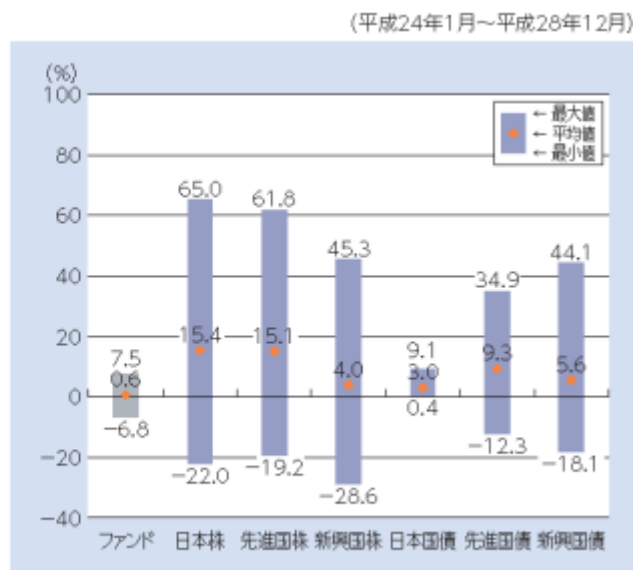
サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成24年1月～平成28年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。



サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。



出所: 管理会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

サブ・ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。

サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株..... T O P I X (配当込み)

先進国株..... ラッセル先進国 (除く日本) 大型株インデックス

新興国株..... S & P 新興国総合指数

日本国債..... ブルームバーグ / E F F A S ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール (1 年超)

先進国債..... シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債..... シティ新興国市場国債インデックス (円ベース)

(注) ラッセル先進国 (除く日本) 大型株インデックスおよび S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算している。

T O P I X (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「株東京証券取引所」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有さない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

(注) 上記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

投資者は、サブ・ファンドの受益証券の取得に際し、当初手数料を徴収されない。代わりに、条件付後払手数料を管理会社に支払わなければならない場合がある。条件付後払手数料は、受益証券の販売、募集および売出しに関連して当該販売、募集および売出しの際、管理会社が提供した業務に対する報酬であり、かかる受益証券に関して管理会社による継続的業務の提供を条件としたり関連したりするものではない。受益証券が発行日から5年以内に買い戻された場合、買戻代金には以下の表に記載された料率の条件付後払手数料が課される。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%
4年超 5年以内	1%
5年超	0%

適用ある条件付後払手数料の料率は、買い戻される受益証券（別のサブ・ファンドからスイッチングされた受益証券については、スイッチング前の受益証券（もしあれば）を含む。）が発行されていた全期間を参照して決定される。条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。条件付後払手数料は、5年間の期間を超えて発行されていた受益証券については支払う必要がない。受益証券を別のサブ・ファンドの受益証券にスイッチングした際には、条件付後払手数料を支払う必要はない。管理会社は条件付後払手数料の全部または一部を放棄することができない。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。

受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。条件付後払手数料の金額は、上記のとおり決定された適用ある料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

受益証券の投資者は、分配金を再投資することができない。さらに、当該受益証券の保有分を他のクラスの受益証券にスイッチングすることはできない。

条件付後払手数料は、受益証券1口当たり純資産価格が増加し、元の発行価格よりも値上がりした場合の増加金額分について支払う必要がない。

日本国内における申込手数料

受益証券について、受益証券の購入時に申込手数料は課されないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払手数料が課される場合がある。

購入後経過年数	条件付後払手数料
2年以内	4%
2年超 3年以内	3%
3年超 4年以内	2%
4年超 5年以内	1%
5年超	0%

投資者は、買戻価格から条件付後払手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。

条件付後払手数料の適用の有無を決定する際、可能な限り最も低い料率が適用されるような方法で計算が行われる。その際、買戻しは、まず、5年を超える期間発行されていた受益証券について、次に、この5年間のうち最も長い期間発行されていた受益証券について行われる。購入後経過年数の計算は、月次算定方式（ある月内に申し込まれたすべての受益証券について、翌月1日から年数の経過が始まる方式）に基づいて行われる。

受益証券の購入が複数回にわたり行われた場合には、先に購入された受益証券が先に買い戻され、したがって、条件付後払手数料の料率は可能な限り最も低いものが適用される。条件付後払手数料の金額は、上記のとおり決定された適用ある料率に、(a) 当該取引日に買い戻される受益証券1口当たり純資産価格と(b) 買い戻される受益証券の発行に際して支払われた価格とのいずれか低い方の金額を乗じて計算される。

条件付後払手数料は、管理会社に対して支払われるべき手数料であり、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて精算される。条件付後払手数料には、消費税は課せられない。

条件付後払手数料は、受益証券の販売、募集および売出しに関連して当該販売、募集および売出しの際、管理会社が提供した業務の対価として支払われる。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

適用ある条件付後払手数料を除いて、海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

適用ある条件付後払手数料を除いて、日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

本項および後記「(4) その他の手数料等」に記載される費用・報酬（設立費用を除く。）は、サブ・ファンドの純資産価格の年率1.78%を上限とする。かかる年率1.78%のうち、本項 記載の管理報酬および 記載の保管受託報酬ならびに後記「(4) その他の手数料等」に記載される費用・報酬（設立費用を除く。）については、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.17%を上限とする。

(注) 管理報酬および保管受託報酬の年率の合計は0.17%を超えているが、これらの費用の合計額は上限年率0.17%を超えない。

管理報酬

管理会社は、その業務に対し、該当するクラスの純資産価格を参照して0.20%を上限とする年率で毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する権利を有する。これらの報酬は管理会社により随時見直される。管理会社は、業務を実行する際に適切に生じたすべての合理的な立替費用の返還を受ける権利も有する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、55,044米ドルであった。

投資運用報酬

投資運用会社は、その業務に対して、サブ・ファンドまたは該当するクラスの純資産価格を参照して年率0.35%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

投資運用報酬は、投資顧問業務および投資運用業務の対価として支払われる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、213,840米ドルであった。

保管受託報酬

保管受託銀行は、保管受託業務に関して、ファンドの純資産価格の年率0.008%を上限とする報酬を受領することができる。

管理会社は、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが保管受託者兼管理事務代行者としての業務の対価として通常の手数料を受け取ることができる旨合意している。かかる手数料は、ルクセンブルグにおける通常の慣行およびファンドの会計処理を対象とする会計処理手数料に従うものとする。保管手数料および取引手数料は、毎月支払われ、また毎日計算され発生する。保管手数料の料率および取引手数料の水準は、関連する業務が行われる国に応じて異なり、年率0.5%かつ取引一件当たり150米ドルを上限とする。

中核的なファンドの会計処理および評価業務に関する報酬は、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.02%を上限として、毎日計算され、かつ発生し、年間最低報酬は20,000米ドルとする。特別の評価、追加的会計処理業務（例えば業績関連報酬の計算）および税務申告業務など追加的な業務に対して、サブ・ファンドが追加的な報酬を負担することがある。

保管受託報酬、保管手数料および取引手数料ならびにファンドの会計処理および評価業務に関する報酬は、保管受託銀行および管理会社が随時見直すことができる。また、保管受託銀行は、その任務を遂行する際に適切に生ずる一切の合理的な費用を受け取ることができる。

保管受託銀行に支払われる金額は、ファンドの財務諸表に記載される。

保管受託報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務ならびにファンドおよびサブ・ファンドの純資産価格の計算等の業務の対価として支払われる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の保管受託報酬（管理事務代行報酬を含む。）は、26,554米ドルであった。

販売報酬

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の者）は、受益証券の販売、販売促進、募集、および売出しに関連する販売報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬の支払義務は、絶対的なものであり、かかる受益証券の販売について取消不能である。

販売会社に対して支払われる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して年率1.19%であり、毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、727,055米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、毎月計算されかつ発生し、毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.07%の報酬を受け取る権利を有する。

代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書の配布、その基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務の対価として支払われる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、42,768米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、以下を含むがそれらに限定されないファンドの運営にかかるすべての手数料および費用を支払う。

- ファンド資産および収益に課される一切の税金
- 保管受託銀行が負担した合理的な支出および立替費用（電話代および郵便代を含むがそれらに限られない。）ならびにファンド資産の保管を委託している銀行および金融機関に対する保管手数料
- ファンドのポートフォリオにおいて保有されている証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）
- 支払代行会社が適切に負担した報酬、費用および一切の合理的な立替費用
- 受益者の利益のための任務遂行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用
- 代行協会が提供するサービスに関連して発生した合理的な立替費用
- 日本における販売会社が販売した受益証券に関する口座明細書の作成および印刷にかかる経費および費用
- 約款ならびにファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）への届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成・提出および印刷する費用、上記関係当局の適用法令の下で要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、日本における販売会社が日本国内における商取引のために使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷ならびに日本国内の証券会社および販売取扱会社に対する配布にかかる経費および費用、会計、記帳および毎日の純資産価格の計算にかかる費用、受益者に対する通知・公告の作成・配布にかかる費用、弁護士および監査人に対する報酬、日本の適用法令ならびに各国の証券業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成にかかるその他の経費および費用、（上場されている場合）上場証券取引所における受益証券の上場申請および上場維持にかかる経費、ならびに、以上に類似する一切の管理事務手数料。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除かれる。

投資運用会社は、いかなるソフト・コミッションの取決めも行わない。しかし、コミッションは、許容されるリサーチ業務の対価を支払うために現在も使用されており、アンバンドリングおよびコミッション・シェアリングを通じて使用されている。これらの業務は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的かつ確定可能な利益が存在し、かつコミッションを発生させる取引が誠実に適用ある規制要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われることについて投資運用会社が了承している場合にのみ購入される。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で、投資運用会社により行われることを要する。

ファンドは、英文目論見書の起草および印刷にかかる費用、弁護士報酬、公証人報酬、行政機関および証券取引所に対する申請費用、販売および広告宣伝にかかる一切の費用ならびにファンドの設定および運用開始に関係するその他の費用を含む設立費用を負担する。

約425,000米ドルの設立費用は、ファンドが負担する。これらの費用については、管理会社の裁量により、ファンド（ファンドの運用開始日から5年以内に運用開始されるサブ・ファンドを含む。）の運用開始日から5年間で、定額法により償却することができる。管理会社は、絶対的な裁量により、かかる経費および費用の償却期間を短縮することができる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中のその他の手数料は、36,836米ドルであった。

設立費用を含む手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（5）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分に関係する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したものではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

投資家は、自らの設立された国、市民権を有する国、住所を有する国または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、買付、保有、売却または買戻しにより予想される税金または税効果について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

ファンドの税金

ファンドは、ルクセンブルグにおいて、所得、利益または収益について課税されない。ファンドは、ルクセンブルグの純富裕税の適用対象ではない。

ファンドの受益証券の発行に際して、ルクセンブルグにおいて支払うべき印紙税、資本税またはその他の税金は存在しない。

しかしながら、サブ・ファンドには、原則として、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）が課せられる。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両者を唯一の目的とするサブ・ファンドには、年率0.01%の減額年次税が適用される。サブ・ファンドまたは受益証券のクラスにも、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、サブ・ファンドやクラスの受益証券は、2010年法第174条の意味における一または複数の機関投資家（以下「機関投資家」という。）によってのみ保有されなければならない。

年次税の免除は、以下に適用される。

- ルクセンブルグUCIまたはそのいずれかのサブ・ファンドが年次税の対象である限りにおいて、これらへ（比例按分で）投資されるサブ・ファンドの資産の一部
- （ ）その証券が機関投資家によってのみ保有され、（ ）短期金融商品への集団投資および信用機関への預金を唯一の目的とし、（ ）そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、（ ）公認の格付機関から最高の格付を取得しているサブ・ファンド。上記（ ）ないし（ ）を充足する関連サブ・ファンドにおいて複数の受益証券のクラスが発行された場合、上記（ ）を充足する受益証券のクラスのみがかかる免除による利益を受ける。
- 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるサブ・ファンド
- （ ）その証券が証券取引所において上場または取引され、および（ ）一または複数の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするサブ・ファンド。上記（ ）を充足する関連サブ・ファンドにおいて複数の受益証券のクラスが発行された場合、上記（ ）を充足する受益証券のクラスのみがかかる免除による利益を受ける。

いずれのサブ・ファンドも、年金基金および類似のピークルによってのみ保有される。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、発生国における自らの資産の実現または未実現のキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ファンドが行う分配およびかかる分配から生じる清算金およびキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグの源泉徴収税の適用対象ではない。

受益者の税金

ルクセンブルグの税金の観点から、受益者間で共同所有され、法人格を有しないファンドは、原則として、税務上完全な透明性を有する。

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得た収入およびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、所得または源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者は、この限りではない。

管理実務として、ファンドから生じたキャピタル・ゲインは、受益証券の申込みまたは購入から6か月経過した後に実現された場合、税金が課されない。ただし、ファンドへの投資は、投資家がファンドに関して税務上の透明性を厳格に適用するよう請求しない限り、実質的な投資証券保有を表すものではなく、ファンドの原資産の損益を実現したものとみなされる。投資家は、ファンドがその損益を実現した時点で、ファンドの損益を実現したとみなされる。ファンドが行う分配には、所得税が課される。

ルクセンブルグ非居住者は、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後6か月未満でファンドの受益証券の買戻しをすることにより、租税条約によって保護されない場合を除き、キャピタル・ゲイン、所得または源泉徴収税を課されない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ルクセンブルグの税金の観点から見ると、ファンドは、受益者間で共同所有されるものであるため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、受益者の地位によることになる。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に応じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

情報の自動的交換

OECDは、世界的な包括的かつ多国間の情報の自動的交換（AEOI）を達成するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。2014年12月9日、課税分野における情報の強制的自動的交換に関する通達2011/16/EUを改正する理事会指令2014/107/EU（以下「欧州CRS通達」という。）が、CRSをEU加盟国間で実施するために採択された。

欧州CRS通達は、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）によりルクセンブルグの法律に導入された。

CRS法により、ルクセンブルグの金融機関は、金融資産の保有者を特定し、当該者が、ルクセンブルグが税務情報共有協定を締結している国の租税上の居住者であるかどうかを確定しなければならない。よって、管理会社は、受益者に対して、受益者のCRSに係る地位を確認するため、金融口座保有者（一定の組織およびその支配権を有する者を含む。）の身元および租税上の居住地に関する情報を提出するよう要請することができる。CRSに関する質問への回答は義務である。取得された個人データは、CRS法の目的または管理会社が示すその他の目的において、ルクセンブルグのデータ保護に係る法律に従う。受益者およびその口座に関する情報は、ルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告され、当該口座がCRS法に基づくCRS報告対象口座であるとみなされる場合、ルクセンブルグ税務当局は、以降、毎年、管轄する外国税務当局にかかる情報を自動的に送付する。管理会社は、ファンドを代理して受益者に情報を伝達するものとし、かかる情報に従い、（ ）ファンドはCRS法に定める個人データの取扱いに責任を有し、（ ）個人データはCRS法の目的においてのみ使用され、（ ）個人データは、ルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に伝達されることができ、（ ）CRSに関する質問への回答は義務であるがゆえに、回答がない場合に何らかの影響があることが予想され、かつ、（ ）投資家は、ルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に伝達されたデータを入手し、これを修正する権利を有する。

CRS法に基づき、最初の情報交換は、2016年（暦年）に関する情報につき、2017年9月30日までに適用する。欧州CRS通達に基づき、最初のAEOIは、2016年（暦年）に関するデータにつき、加盟国の現地税務当局に対して2017年9月30日までに適用されなければならない。

さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換するOECDの多国間における権限のある当局間の合意（以下「多国間合意」という。）に署名している。多国間合意は、非加盟国間でのCRSの実施を目的としたものであり、各国間での合意が求められる。

ファンドは、提供済みまたは未提供の情報がCRS法に基づく要件を満たしていない場合、受益証券の申込みを拒否する権利を留保する。

米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、FATCAが制定された。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、FATCA制度を遵守する金融機関

は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル1政府間協定(以下「IGA」という。)および当該協定に関する了解覚書を締結した。ファンドはFATCAに関する2015年7月24日法によりルクセンブルグに導入されるルクセンブルグIGAを遵守しなければならない。

FATCA上自らに課される義務を遵守する目的において、2014年7月1日から、ファンドは、自らの投資家の米国税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。かかる投資家が、FATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFIであるか、または必要書類を速やかに提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある。これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。ただし、ファンドが、FATCAの規定に従い行為し、かつ、FATCAに基づく源泉徴収税の対象とはならないことを前提条件とする。

受益者および受益者のために行為する仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券がFATCAの目的における米国人向けの募集または販売を行っておらず、かかる米国人への受益証券の後続の移転は禁止されていることに留意すべきである。受益証券が実質的に米国人により所有されている場合、管理会社はその裁量により強制的に当該受益証券を買戻すことができる。受益者はさらに、FATCAの法規において、その目的における米国人の定義が、現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(平成28年12月末日現在)

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	アメリカ合衆国	25,948,882.88	49.79
	フランス	4,118,266.72	7.90
	ドイツ	3,853,753.96	7.40
	イタリア	3,163,881.02	6.07
	イギリス	3,127,300.95	6.00
	スペイン	1,395,578.81	2.68
	オランダ	1,383,546.10	2.65
	カナダ	1,141,805.01	2.19
	ベルギー	995,958.56	1.91
	オーストラリア	962,906.89	1.85
	スイス	842,215.16	1.62
	ノルウェー	717,636.45	1.38
	スウェーデン	662,996.79	1.27
	アイルランド	514,002.49	0.99
	マレーシア	406,867.25	0.78
	メキシコ	368,651.74	0.71
	シンガポール	269,512.05	0.52
	ポーランド	160,098.75	0.31
	デンマーク	158,145.84	0.30
南アフリカ	141,285.34	0.27	
短期債券	アメリカ合衆国	699,926.13	1.34
小計		51,033,218.89	97.93
現金・その他の資産（負債控除後）		1,078,269.52	2.07
合計 （純資産総額）		52,111,488.41 （約6,070百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成28年12月末日現在)

	銘柄	国名 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	簿価合計 (米ドル)	時価合計 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES OF AMERICA NOTES FIXED .125%	アメリカ合衆国	債券	変動	2026/7/15	1,890,000米ドル	1,898,666.12	1,835,381.26	3.52
2	UNITED STATES OF AMERICA NOTES FIXED .75%	アメリカ合衆国	債券	0.75	2019/2/15	1,100,000米ドル	1,095,878.69	1,091,555.71	2.09
3	FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY BOND FIXED 0%	ドイツ	債券	0	2026/8/15	1,036,500ユーロ	1,134,381.07	1,072,796.63	2.06
4	CREDIT SUISSE AG/NEW YORK NY MEDIUM TERM NOTE	アメリカ合衆国	債券	変動	2018/1/29	1,000,000米ドル	1,000,000.00	1,004,213.88	1.93
5	KINGDOM OF BELGIUM MEDIUM TERM NOTE FIXED 1.125%	ベルギー	債券	1.125	2018/3/5	990,000米ドル	987,604.20	995,958.56	1.91
6	CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE NOTES	フランス	債券	3.375	2021/4/25	790,000ユーロ	1,025,807.28	984,261.73	1.89
7	UNITED MEXICAN STATES CALLABLE MEDIUM TERM NOTE	アメリカ合衆国	債券	3.625	2022/3/15	950,000米ドル	1,040,875.00	964,533.02	1.85
8	UNITED STATES OF AMERICA NOTES FIXED .75%	アメリカ合衆国	債券	0.75	2018/3/31	940,000米ドル	939,816.41	939,026.95	1.80
9	REPUBLIC OF ITALY BOND FIXED 4.75% 01/SEP/2021 EUR	イタリア	債券	4.75	2021/9/1	712,000ユーロ	900,767.41	907,366.83	1.74
10	BARCLAYS BANK PLC NOTES FIXED 5.14% 14/OCT/2020	アメリカ合衆国	債券	5.14	2020/10/14	800,000米ドル	826,595.81	853,380.89	1.64
11	GNMA II MORTPASS ARM 20/OCT/2042 AT PN# MA0483	アメリカ合衆国	債券	変動	2042/10/20	773,000米ドル	809,475.46	798,083.23	1.53
12	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN	イギリス	債券	2.5	2065/7/22	488,000英ポンド	916,096.24	772,604.81	1.48
13	UNITED STATES OF AMERICA NOTES FIXED .75%	アメリカ合衆国	債券	0.75	2018/3/31	710,000米ドル	710,110.94	709,265.04	1.36
14	FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY BOND FIXED 0%	ドイツ	債券	0	2021/10/8	650,000ユーロ	732,969.70	703,285.01	1.35
15	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK NV MEDIUM TERM NOTE	オランダ	債券	1.25	2018/1/16	700,000米ドル	699,713.00	703,146.11	1.35
16	UNITED STATES OF AMERICA BILL ZERO CPN 12/JAN/2017	アメリカ合衆国	短期債券	0	2017/1/12	700,000米ドル	699,926.13	699,926.13	1.34
17	KINGDOM OF NORWAY BOND FIXED 4.25% 19/MAY/2017 NOK	ノルウェー	債券	4.25	2017/5/19	5,650,000 ノルウェー・クローネ	725,667.58	681,837.79	1.31
18	KINGDOM OF THE NETHERLANDS BOND FIXED 2%	オランダ	債券	2	2024/7/15	557,000ユーロ	721,702.62	680,399.99	1.31

	銘柄	国名 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	簿価合計 (米ドル)	時価合計 (米ドル)	投資 比率 (%)
19	REPUBLIC OF ITALY BOND FIXED 5.5% 01/SEP/2022 EUR	イタリア	債券	5.5	2022/9/1	492,000ユーロ	666,033.81	660,966.84	1.27
20	AMERICA MOVIL SAB DE CV CALLABLE NOTES FIXED 5%	アメリカ合衆国	債券	5	2020/3/30	600,000米ドル	657,084.00	648,915.00	1.25
21	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK	ドイツ	債券	1.375	2021/7/21	640,000米ドル	637,849.60	618,168.27	1.19
22	INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 1.125% 11/MAR/2020	カナダ	債券	1.125	2020/3/11	835,000カナダ・ ドル	662,751.03	617,896.84	1.19
23	UNITED STATES OF AMERICA BOND FIXED 2.5%	アメリカ合衆国	債券	2.5	2046/2/15	690,000米ドル	720,389.71	615,023.44	1.18
24	KINGDOM OF SPAIN BOND FIXED 2.15% 31/OCT/2025 EUR	スペイン	債券	2.15	2025/10/31	540,000ユーロ	666,396.39	614,861.26	1.18
25	MORGAN STANLEY CALLABLE MEDIUM TERM NOTE FIXED	アメリカ合衆国	債券	5.625	2019/9/23	550,000米ドル	583,539.50	604,197.69	1.16
26	FNMA MORTPASS 3% 01/APR/2043 CL PN# AB8897	アメリカ合衆国	債券	3	2043/4/1	595,954米ドル	582,731.25	595,248.51	1.14
27	SOCIETE GENERALE SA MEDIUM TERM NOTE FIXED 2.5%	アメリカ合衆国	債券	2.5	2021/4/8	590,000米ドル	589,557.50	588,276.87	1.13
28	REPUBLIC OF ITALY BOND FIXED 1.6% 01/JUN/2026 EUR	イタリア	債券	1.6	2026/6/1	560,000ユーロ	630,677.66	585,365.16	1.12
29	NISOURCE FINANCE CORP CALLABLE NOTES FIXED 6.125%	アメリカ合衆国	債券	6.125	2022/3/1	500,000米ドル	509,010.00	585,028.26	1.12
30	FNMA MORTPASS 3% 01/JUL/2043 CL PN# AU1628	アメリカ合衆国	債券	3	2043/7/1	565,782米ドル	559,284.77	565,106.63	1.08

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成28年12月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成28年12月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成28年12月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成21年9月末日)	45,858	5,342	10.46	1,218
第2会計年度末 (平成22年9月末日)	117,995	13,745	10.28	1,198
第3会計年度末 (平成23年9月末日)	127,737	14,880	9.87	1,150
第4会計年度末 (平成24年9月末日)	138,467	16,130	9.98	1,163
第5会計年度末 (平成25年9月末日)	136,769	15,932	9.53	1,110
第6会計年度末 (平成26年9月末日)	130,836	15,241	9.27	1,080
第7会計年度末 (平成27年9月末日)	78,163	9,105	8.45	984
第8会計年度末 (平成28年9月末日)	59,077	6,882	8.33	970
平成28年1月末日	56,085	6,533	8.23	959
2月末日	57,864	6,741	8.22	958
3月末日	59,174	6,893	8.43	982
4月末日	59,095	6,884	8.39	977
5月末日	58,551	6,821	8.30	967
6月末日	57,864	6,741	8.36	974
7月末日	57,299	6,675	8.38	976
8月末日	58,744	6,843	8.36	974
9月末日	59,077	6,882	8.33	970
10月末日	56,894	6,628	8.06	939
11月末日	54,361	6,333	7.79	907
12月末日	52,111	6,070	7.73	900

< 参考情報 >

1口当たり純資産価格および純資産総額の推移

(平成21年6月30日(設定日)~平成28年12月末日)



(注)分配金込み1口当たり純資産価格は課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格です。

【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度 (平成21年6月30日~平成21年9月末日)	0.035米ドル
第2会計年度 (平成21年10月1日~平成22年9月末日)	0.42米ドル
第3会計年度 (平成22年10月1日~平成23年9月末日)	0.42米ドル
第4会計年度 (平成23年10月1日~平成24年9月末日)	0.42米ドル
第5会計年度 (平成24年10月1日~平成25年9月末日)	0.42米ドル
第6会計年度 (平成25年10月1日~平成26年9月末日)	0.42米ドル
第7会計年度 (平成26年10月1日~平成27年9月末日)	0.42米ドル
第8会計年度 (平成27年10月1日~平成28年9月末日)	0.42米ドル

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 （平成21年6月30日～平成21年9月末日）	4.95%
第2会計年度 （平成21年10月1日～平成22年9月末日）	2.29%
第3会計年度 （平成22年10月1日～平成23年9月末日）	0.10%
第4会計年度 （平成23年10月1日～平成24年9月末日）	5.37%
第5会計年度 （平成24年10月1日～平成25年9月末日）	-0.30%
第6会計年度 （平成25年10月1日～平成26年9月末日）	1.68%
第7会計年度 （平成26年10月1日～平成27年9月末日）	-4.31%
第8会計年度 （平成27年10月1日～平成28年9月末日）	3.55%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格10米ドル）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（課税前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）

平成21年は設定日（平成21年6月30日）から12月末日までの収益率です。平成28年は12月末日までの収益率です。

（注2）平成20年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成21年6月30日～ 平成21年9月末日)	4,383,340 (4,383,340)	0 (0)	4,383,340 (4,383,340)
第2会計年度 (平成21年10月1日～ 平成22年9月末日)	8,780,050 (8,780,050)	1,688,190 (1,688,190)	11,475,200 (11,475,200)
第3会計年度 (平成22年10月1日～ 平成23年9月末日)	5,964,540 (5,964,540)	4,498,850 (4,498,850)	12,940,890 (12,940,890)
第4会計年度 (平成23年10月1日～ 平成24年9月末日)	4,798,390 (4,798,390)	3,865,740 (3,865,740)	13,873,540 (13,873,540)
第5会計年度 (平成24年10月1日～ 平成25年9月末日)	5,277,690 (5,277,690)	4,792,275 (4,792,275)	14,358,955 (14,358,955)
第6会計年度 (平成25年10月1日～ 平成26年9月末日)	1,787,690 (1,787,690)	2,036,250 (2,036,250)	14,110,395 (14,110,395)
第7会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	524,230 (524,230)	5,386,331 (5,386,331)	9,248,294 (9,248,294)
第8会計年度 (平成27年10月1日～ 平成28年9月末日)	1,036,990 (1,036,990)	3,193,495 (3,193,495)	7,091,789 (7,091,789)

(注1) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれる。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

管理会社は、サブ・ファンドについて、記名式の受益証券のみを発行する。小数第二位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、売買契約確認書の様式で受益証券保有確認書が交付される。

各クラス内の全受益証券は、同等の権利および特権を有する。ただし、累積型受益証券に関しては分配が行われず、帰属すべき純利益は受益証券の価格の増加に反映される。分配型受益証券に関しては、サブ・ファンドの管理会社は、随時分配を宣言することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、サブ・ファンドの取引日として定義される毎営業日に管理会社が発行する。特定の取引日における受益証券1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、当該取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した売買契約確認書が受益者に対し発行され、送付される。

各クラス受益証券の当初募集後における1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による受益証券の購入申込みはすべて、任命されている日本における販売会社を通じて、本書に記載された条件により、行わなければならない。

支払は、クラス受益証券の通貨で、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる各取引日（同日を含まない。）から3営業日以内に管理会社宛の送金によって行われる。決済日に、決済が行われる通貨の国の銀行が営業していない場合、決済はかかる銀行が営業している翌営業日となる。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、（ ）受益者全体、（ ）ファンドまたは（ ）サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

（ルクセンブルグ以外の）欧州経済領域（E E A）の領土において、E E Aに住所地を有するか、または登記上の事務所を有する適格機関投資家に対して受益証券の販売活動を行う際に、管理会社は、A I F M Dの規定に基づき入手可能となる販売活動許可証の活用を予定している。サブ・ファンドにかかる受益証券は、許可証を取得済みのE E Aの領土においては、当該許可証に基づいてのみ、適格機関投資家（2013年法に定義される。）に対する販売活動が行われる。

管理会社は、

- a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒絶することができ、
- b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券を、いつでも買い戻すことができ、
- c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じてサブ・ファンドを終了することができる。

さらに、詳述するならば、

- a) 管理会社は、E U（またはその一部）内において公衆に対してファンドの受益証券の販売促進を行わない。
- b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づく登録をされておらず、その予定もない。ファンドのいかなる受益証券も、1933年米国証券法（改正済）

（以下「1933年証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づく登録がされておらず、その予定もない。1933年証券法および上記の米国のいずれかの州の証券法を遵守してのみ、当該受益証券を募集、販売またはその他の方法で移転することができる。米国内において、または米国人に対してもしくはそのために、ファンドの受益証券を募集または販売することはできない。上記の目的において、米国人は、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（FATCAの規定を反映も含め、改正済）（以下「内国歳入法」という。）に定義される。1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国内に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。すなわち、（ ）米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、（ ）信託であって(a)受託者が米国人であるもの（ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者（および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者）が米国人でない場合を除く。）または(b)裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに（ ）財団であって(a)すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b)米国人が執行者もしくは管理者であるもの（ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。）である。

「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体（商品プール、投資会社またはその他類似の事業体等）を意味する。すなわち、(a)非米国人である参加者を理由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」（1933年証券法に基づくルール501(a)に定義されている。）により設立および所有されている場合を除く。

内国歳入法上、米国人の用語は、以下の者をいう。すなわち、（ ）米国の市民または居住者、（ ）米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上パートナーシップとしての取扱いを受けるパートナーシップもしくは他の事業体またはその政治的下部機関、（ ）米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上法人としての取扱いを受ける法人もしくはその他の事業体、またはその政治的下部機関、（ ）源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または（ ）(a)米国内の裁判所が信託の運営について第一次的な監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託である。

最低投資口数

各クラスの最低限の当初申込口数、追加申込口数および保有口数は、それぞれ100口、10口、100口である。これらの最低金額は、随時、管理会社の裁量により放棄されることがある。

マネー・ロンダリング防止およびテロリスト資金供与対策

国際規範およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止法（改正済）を構成するものを含むが、これらに限られない。）に基づき、ファンドに対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止する義務が課されている。

かかる規定の制定により、ファンドは、管理会社に対し、ルクセンブルグの法令に従い、ファンドの顧客の身元確認を行い、当該顧客について継続的なデュー・デリジェンスを実施するよう義務付けている。かかる要件を充足するために、管理会社は、実質的所有権、資金源および資産の出所に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報ならびに関係書類を要求することができる。いずれの場合も、管理会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、いつでも追加の書類を要求することができる。

顧客が、要求された文書の提出を遅延し、またはこれを怠った場合、購入の申込みまたは(該当する場合)買戻しもしくはその他の取引の申込みが受諾されないことがある。ファンドまたは管理会社のいずれも、顧客が何らの情報および/もしくは文書も提出しないか、または不完全な情報および/もしくは文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、いかなる責任も負わない。

過度の取引および短期取引についての方針

ファンドは、知る限りにおいて、全受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性のあるような過度の取引または短期取引の実施に関連する取引活動を認めない。

本項において、過度の取引とは、アービトラージまたは過度の取引機会により利益を追求するまたは利益を追求すると合理的に認められる可能性のある、受益証券の様々なクラスへの申込み、様々なクラス間のスイッチングまたは様々なクラスからの買戻し(かかる行為がいつでも一または複数の者により単独でまたは個別に行われるか否かにかかわらず。)を意味する。短期取引とは、その頻度または規模により、サブ・ファンドの運営費を当該サブ・ファンドの他の受益者にとって不利になると合理的に認められる可能性のある程度まで増加させる、受益証券の様々なクラスへの申込み、様々なクラス間のスイッチングまたは様々なクラスからの買戻し(かかる行為がいつでも一または複数の者により単独でまたは個別に行われるか否かにかかわらず。)を意味する。

したがって、管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、以下の措置のうちの一または両方を実施することができる。

- 管理会社は、個人または個人のグループが過度の取引の実施に関与しているとみなされるかどうかを確定する目的で、共有されているまたは共通の支配下にある受益証券を組み合わせることができる。したがって、管理会社は、管理会社が過度の取引の実施者または短期取引の実施者とみなす受益者からの受益証券のスイッチングおよび/または発行の申込みを拒否する権利を留保する。
- サブ・ファンドが、サブ・ファンドが評価されるときに営業していない市場に主に投資されている場合、管理会社は、市場が不安定な期間中、および後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の計算」の項に従い、評価時点のサブ・ファンドの投資対象の公正価格をより正確に反映するために、管理会社自らが受益証券1口当たり純資産価格の調整することを許容することができる。

ストラクチャード商品

サブ・ファンドのパフォーマンスを複製するストラクチャード商品を設定する目的で受益証券に投資することは、管理会社とその旨について特定の契約を締結した後でなければ許されない。かかる契約がない場合、管理会社は、受益証券の申込みがストラクチャード商品に関係し、潜在的に他の受益者の利益と相反すると管理会社がみなす場合にはかかる申込みを拒絶することができる。

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社または販売取扱会社において受益証券の募集の取扱いが行われる。受益証券の購入時に申込手数料は課されない。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。申込単位は、100口以上10口単位とする。

日本における受益者による、購入代金の支払は、原則として、日本における約定日(買付申込みを行った取引日の日本における翌営業日)から起算して3営業日目までに行われることを要する。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、かかる払込期日以前に購入代金等の支払を日本における受益者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、買付申込日に購入代金等の引き落としを行う。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等日本証券業協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」

にサブ・ファンドの受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻しの申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券1口当たり純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについて（適用ある条件付後払手数料に加算されて）買戻し手数料を課すことができる。ただし、本書の日付現在、適用ある条件付後払手数料を除いて、買戻し手数料は徴収されない。

買戻しは1口以上1口単位で行うことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した売買契約確認書が発行され、受益者に対し送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性水準が維持されるよう努めるものとする。

いずれかの取引日において、サブ・ファンドの受益証券口数に関して、当該取引日において発行済みのサブ・ファンドの受益証券総口数の10%を超える買戻し請求が受領された場合、管理会社は、10%の水準を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、サブ・ファンドの投資先である集団投資スキームの投資証券または受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、サブ・ファンドに関するすべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。このように削減された当該取引日に関する買戻し請求は、その後受領された買戻し請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻し代金の支払は、申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日後、3営業日以内に行われるものとする。

管理会社は、上記の状況および条件において、受益証券の強制買戻しを行うことを決定することができる。

管理会社は、特別の状況で、理由の如何を問わず、買戻し代金を特定の決済期間内に支払うことができない場合（例えば、サブ・ファンドの流動性により支払ができない場合）、買戻し代金の支払期間を延長する権利を留保し、かかる場合、支払は、その後合理的に可能な限り速やかに（ただし、30営業日を超えることなく）、当該取引日に計算される受益証券1口当たり純資産価格により行われる。

管理会社は、受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券を、いつでも買い戻すことができる。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いずれの取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

日本における買戻し受付時間は、原則として午後3時までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に買戻しの受付を締め切ることができる。

買戻しは、受益証券の買戻しの申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日（買戻し申込日）に決定される当該クラス受益証券1口当たり純資産価格に基づき行われる。サブ・ファンドについて（適用ある条件付後払手数料に加算されて）買戻し手数料を課すことができる。ただし、本書の日付現在、適用ある条件付後払手数料を除いて、買戻し手数料は徴収されない。

買戻しは1口以上1口単位で行うことができる。

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による買戻しおよびスイッチングの申込みはすべて、本書に記載される条件により日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行わなければならない。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが日本における受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性水準が維持されるよう努めるものとする。

いずれかの取引日において、サブ・ファンドの受益証券口数に関して、当該取引日において発行済みのサブ・ファンドの受益証券総口数の10%を超える買戻請求が受領された場合、管理会社は、10%の水準を超過しないよう、すべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、サブ・ファンドの投資先である集団投資スキームの投資証券または受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、サブ・ファンドに関するすべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。このように削減された当該取引日に関する買戻請求は、その後受領された買戻請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻代金の支払は、申込みが受領されまたは受領されたとみなされる取引日後、3営業日以内に日本における販売会社に対して行われ、日本における受益者には、日本における約定日(買戻請求を行った取引日の日本における翌営業日)から起算して4営業日目までに支払われるものとする。

管理会社は、上記の状況および条件において、受益証券の強制買戻しを行うことを決定することができる。

管理会社は、特別の状況で、理由の如何を問わず、買戻代金を特定の決済期間内に支払うことができない場合(例えば、サブ・ファンドの流動性により支払ができない場合)、買戻代金の支払期間を延長する権利を留保し、かかる場合、支払は、その後合理的に可能な限り速やかに(ただし、30営業日を超えることなく)、当該取引日に計算される受益証券1口当たり純資産価格により行われる。

3【受益証券のスイッチング】

(1) 海外におけるスイッチング

スイッチング取引とは、受益者の保有するクラスを、同一サブ・ファンド内または異なるサブ・ファンドの他のクラスへスイッチングする取引である。

サブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券にスイッチングすることを希望する受益者は、撤回不能の書面による請求を管理会社に提出して、元のサブ・ファンドの取引日に該当する日にスイッチングする権利を有する。かかる請求は、スイッチングされる受益証券の口数を特定して行われることを要する。

クラスB受益証券の投資者は、保有するかかる受益証券を他のクラスの受益証券にスイッチングすることを認められていない。

スイッチングの際に発行される受益証券の口数は、スイッチングの請求が発効する取引日の関連する2つのサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格に基づき、以下のように計算される。

$$A = \frac{(B \times C) \times D}{E}$$

A = 受益者が権利を有することになる新しいサブ・ファンドの受益証券の口数

B = 受益者がスイッチングを請求した元のサブ・ファンドの受益証券の口数

C = 元のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格

D = 管理会社が現行の市場レートに基づいて決定する当該取引日における関係通貨の適用為替レート（元のサブ・ファンドおよび新しいサブ・ファンドの指定通貨が同一でない場合）、また、それ以外の場合には1

E = 新しいサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格

取引の十分な詳細を記載した売買契約確認書が受益者に発行および送付される。

(2) 日本におけるスイッチング

日本において、スイッチングは行われたい。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格の計算

- () 各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドまたはクラスの通貨で受益証券1口当たりの数値として表示される。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産価格から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または妥当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの受益証券総口数で除することにより、管理会社により、または管理会社の裁量で決定される。可能な範囲で、投資収益、支払利息、報酬およびその他の債務（管理報酬を含む。）も毎日発生する。

サブ・ファンドの資産は、対応するサブ・ファンドの受益者のためだけに投資されるものとし、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、約定および債務についてのみ責任を有する。

- () 管理会社は、各クラスの受益証券の受益証券1口当たり純資産価格を、各営業日より頻繁に計算できる権利、またはその他、例えば、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資対象の市場価格の著しい変化により必要であると管理会社が思料する場合には、取引に関する取決めを恒久的または一時的に変更する権利を留保する。本書は、かかる恒久的な変更後に修正され、受益者はしかるべき方法で知らされる。

資産の評価

別途定められない限り、サブ・ファンドの資産は以下のように評価される。

- () 手元現金または現預金、為替手形および一覧払約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに前記のとおり宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合には、その評価額は、管理会社がかかる場合に真の価値を反映するのに適切とみなす割引を行った後の価額とされる。）を除き、その全額とみなされる。
- () 証券、短期金融商品、資産（クローズド・エンド型集団投資スキームの投資証券または受益証券を含む。）およびデリバティブ商品の評価額は、証券取引所、またはこれらの証券、資産もしくはデリバティブ商品が取引されもしくは取引を認められている前記のその他の規制ある市場での最終入手可能価格に基づき決定される。かかる証券、資産またはデリバティブ商品が一もしくは複数の証券取引所またはその他の規制ある市場で値付けされ、または取り扱われている場合、管理会社は、証券取引所またはその他の規制ある市場が、証券、資産またはデリバティブ商品の価格提供に使用される優先順位について規則を定める。
- () 証券、短期金融商品もしくはデリバティブ商品が公認の証券取引所もしくは規制ある市場で取引されておらずもしくは上場や取引を承認されていない場合、またはそのように取引されもしくは承認されている証券、短期金融商品およびデリバティブ商品の最終入手可能価格が真の価値を反映していない場合、管理会社は、（誠実に評価される）予想販売価格に基づき手続を行うことを要する。
- () スワップ契約は、管理会社により誠実に、かつ、監査人により検証可能な一般に認められている評価規則に従って決定された市場価格により評価される。資産ベースのスワップ契約は、原資産の市場価格を参照して評価される。キャッシュ・フロー・ベースのスワップ契約は、原先物のキャッシュ・フローの正味現在価格を参照して評価される。

- () オープン・エンド型の集団投資スキームの各投資証券または受益証券は、見積価格か最終価格かを問わず、当該取引日の当該受益証券または投資証券について算定された最終入手可能純資産価格(または二重価格の集団投資スキームについては買呼値)により評価され、それができない場合には、ファンドの受益証券の純資産価格が決定される取引日より前に算定された最終純資産価格(または二重価格の集団投資スキームについては買呼値)とする。純資産価格の計算は、該当する集団投資スキームまたはその代行会社により計算された一または複数の集団投資スキームの純資産価格の見積りに基づくことがある。管理会社およびファンドの管理事務代行会社は、入手可能な情報に基づきすべての組入れの価格を正確に査定するよう合理的なすべての努力を尽くし、かかる評価は、明白な誤りがない限り、ファンドおよび受益者を拘束する。管理会社もファンドの管理事務代行会社も、サブ・ファンドが投資できる集団投資スキームが採用する評価方法および会計規則について何らのコントロールも及ぼさず、かかる方法および規則により常に管理会社およびファンドの管理事務代行会社が正確にサブ・ファンドの資産および投資対象の価格を正確に査定することが可能となるという保証はない。
- () 発行および買戻しが制限されており、かつ、流通市場取引が、主要なマーケット・メーカーとして市況に応じて価格を提供しているディーラー間で行われている、ファンド保有の集団投資スキームの投資証券または受益証券に関して、管理会社は、そのように設定された価格に沿うようかかる投資証券または受益証券の評価額を決定することができる。
- () 最新の純資産価格が計算された日以降、ファンドが保有するその他の集団投資スキームの投資証券または受益証券の純資産価格の重大な変更を招く事由が生じた場合、かかる投資証券または受益証券の評価額は、管理会社の合理的な意見により、かかる価格の変更を反映するために調整することができる。
- () 専門ディーラーおよび機関投資家の間で形成された市場において主に取り扱われている証券またはその他の資産の評価額は、最終入手可能価格を参照して決定される。
- () サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産または負債は、銀行またはその他の信頼できる金融機関により値付けされている関連するスポット・レートを使って換算される。
- () 管理会社または受益者の利益から正当化される場合(例えば、短期取引の実施を除く。)、管理会社は、前記「1 申込(販売)手続等 (1) 海外における販売手続等 過度の取引および短期取引についての方針」に記載されるアプローチに沿って、ファンドの資産価格を調整するために、公正な価格を設定する方法を適用するなどの適切な措置を取ることができる。
- (x) いずれかの取引日におけるサブ・ファンドの受益証券の取引総額が、管理会社により(サブ・ファンドの市場取引の費用に関し)サブ・ファンドについて随時設定される限度額を超える受益証券の純増減をもたらす場合、サブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドが負担することがある財務費用および取引費用の見積額ならびにサブ・ファンドが投資する資産の買呼値/売呼値スプレッドの見積額の両方を反映する金額(当該純資産価額の2%を超えない。)により調整される。調整は、純移動額がサブ・ファンドのすべての受益証券を増加させる場合には純資産価額の増加をもたらす、純移動額がサブ・ファンドのすべての受益証券の減少をもたらす場合には純資産価額の減少となる。詳細については、以下の「希薄化」および「希薄化調整」を参照のこと。

希薄化

サブ・ファンドは、単一価格の投資信託であり、その原投資対象の売買において生じる取引費用およびサブ・ファンド内外の申込み、買戻しおよび/またはスイッチングに起因する当該投資対象の売買価格間のスプレッドにより、価値の減少を被ることがある。いわゆる「希薄化」である。管理会社は、かかる希薄化に対応するため、また、受益者の利益を保護するため、評価方針の一部として「スイング・プライシング」を適用する。スイング・プライシングとは、特定の状況下において、重要であるとみなされる場合に取引費用およびその他の費用の影響に対応するために、管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算する際に調整を行うことをいう。

希薄化調整

希薄化調整の適用は、通常の業務過程において、機械的にかつ一貫して行われる。

希薄化調整を行う必要性は、各取引日について、サブ・ファンドにより受領された申込み、スイッチングおよび買戻しの正味価値に依拠する。したがって、管理会社は、サブ・ファンドが管理会社により随時設定される限度額を超えるネット・キャッシュの移動を行う場合、前取引日の純資産総額の希薄化調整を行う権利を留保する。

管理会社はまた、既存受益者の利益になると判断する場合、任意の希薄化調整を行うことができる。

希薄化調整が行われる場合、一般的に、サブ・ファンドへの資金の流入がある場合には受益証券1口当たり純資産価格が増加し、資金の流出がある場合には減少する。サブ・ファンドにおける各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、個別に計算されるが、いずれの希薄化調整も、百分率ベースで、各クラス受益証券1口当たり純資産価格に同様に影響を及ぼす。

希薄化がサブ・ファンドからの資金の流入および流出に関連しているため、希薄化が将来のいずれの時点において発生するかを正確に予測することは不可能である。したがって、管理会社がどの程度の頻度で当該希薄化調整を行う必要があるかを正確に予測することもまた不可能である。

各サブ・ファンドに対する希薄化調整が、市況により変動する可能性のある当該サブ・ファンドの原投資対象の取引費用（取引スプレッドを含む。）を参照して計算されるため、希薄化調整の額は、時間とともに変化することがあるが、当該純資産価額の2%を超えることはない。

概要

基準通貨で表示されていないすべての資産および負債は、評価時またはその前後において当該通貨について外国為替市場で一般的な為替レートを参照して基準通貨に換算される。

上記のいずれかの評価原則が特定の市場で一般に使われている評価方法を反映しておらず、またはかかる評価原則がファンド資産の価格を決定する目的のためには正確でないとみなされる場合には、管理会社は、誠実に、かつ、一般に認められている評価原則および手続に従い、異なる評価原則を定めることができる。特に、管理会社は、慎重かつ誠実に管理会社が見積った換金価格に基づき、資産を純資産価格に含めることができる。管理会社がかかる公正価格設定方法を採用する場合、かかる評価の資産がその後の換金価格に一致するとの保証はない。

各クラスに関する受益証券1口当たり純資産価格は、当該純資産価格が利用できるようになった後の営業日に、管理会社および保管受託銀行の事務所で入手できる。純資産価格は、各取引日に各サブ・ファンドについて入手可能である。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の場合/期間中、サブ・ファンドのいずれかのクラスの受益証券の純資産価格の計算ならびにかかるサブ・ファンドのいずれかのクラスの受益証券の発行および買戻しを停止または繰り延べることができる。

- a) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の責任および支配の及ばない何らかの状況が存在し、その結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、サブ・ファンドの資産の処分が合理的にもしくは正常に実行できない期間、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が公正に計算できない期間
- b) ファンドが投資している、またはその受益証券もしくは投資証券がファンドの資産の大部分を構成する一もしくは複数の集団投資スキームの純資産価格が、取引日現在の公正な市場価格を反映するよう正確に決定できない期間
- c) ファンドによるサブ・ファンドの投資対象の処分または評価が不可能となる状況が存在する期間
- d) ファンドの投資対象の価格もしくは評価額、または市場もしくは証券取引所での現行の価格もしくは評価額を決定するため通常採用されている通信手段が故障している期間
- e) ファンドが当該受益証券の買戻しに関する支払を行うために資金を本国に送金できない期間、または投資対象の換金もしくは取得の際の資金の移転もしくはかかる受益証券の買戻しについての支払が、管理会社の意見によれば、通常の為替レートで実行できない期間

- f) ファンドが、解散について通知された日以後に解散中となりまたは解散される可能性のある場合
- g) 管理会社が、評価の準備または利用時にもしくは事後もしくはその後の評価実行時に、特定のクラスの受益証券に帰属するファンドの投資対象の大部分についての評価において重大な変更があったと決定した場合
- h) その不履行によりファンドもしくは受益者が納税義務を負いまたは罰金による不利益もしくはファンドもしくは受益者が別途被るおそれのあるその他の不利益を被るおそれのあるその他の状況(複数の場合がある。)が存続する期間

サブ・ファンドまたは受益証券の純資産価格の計算の停止は、他のサブ・ファンドまたはクラスの評価に影響しない(ただし、当該サブ・ファンドまたはクラスも影響を受ける場合を除く。)。

停止または繰延べの期間中、受益者は、買い戻されないまたはスイッチングされない受益証券に関して、かかる期間終了前に管理会社が受領する書面による通知により請求を撤回できる。

受益者は、適宜、停止または繰り延べについて通知を受ける。

(2) 【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売される受益証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社または販売取扱会社を名義人とする確認書を日本における販売会社または販売取扱会社に交付する。日本における受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、期限の定めなく設定されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の合意によりいつでも解散することができる。さらにファンドは、ルクセンブルグの法律により要求される場合に解散する。解散通知は、RESAおよび少なくとも1紙のルクセンブルグの新聞で公告される。さらに、管理会社は、ファンドの投資者にとって最善の利益に資すると考える場合、一または複数の外国の新聞においてかかる公告を行うよう決議することができる。解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に資するようファンドの資産を換金し、管理会社は、（全清算費用を控除後の）清算純手取金を、受益者に対し各々の権利の割合に応じて分配する。ルクセンブルグ法で規定されているように、返済のために引き渡されない受益証券に相当する清算手取金は、除斥期間（通常、預託された日付から30年）が経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管される。除斥期間の終了後請求されない清算手取金は、受領できなくなり、その金額は、ルクセンブルグ国のために支払われるものとする。ファンドが清算に至るような状況が発生した場合は速やかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが維持される限り行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社と保管受託銀行の合意により、

- () いつでもサブ・ファンドを解散して、サブ・ファンドの受益者が、サブ・ファンドの資産の正味売却代金の分配を受けるものとして、または
- () いつでもサブ・ファンドを解散して、残余財産を、別のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券の購入に充当することができる。

上記で予定されている解散および出資は、以下のいずれかの場合にのみ行うことができる。

- a . サブ・ファンドの全受益証券の純資産が50,000,000米ドルまたはその相当額未満である場合
- b . 経済的もしくは政治的状況により、かかる方法がやむを得ない場合、またはシュローダーの資金範囲を合理化する目的のため
- c . 該当するサブ・ファンドの受益者の利益のために必要な場合、管理会社の取締役会は当該サブ・ファンドの全受益証券の買戻しを決定することができる。

かかる場合、ルクセンブルグ法に従い、強制買戻しの少なくとも1月以上前に受益者に通知される。上記()で記載される解散の場合、受益者は、買戻日現在保有する該当するクラスの受益証券の純資産価格を支払われる。

管理会社が決定する日まで、受益者は、適用ある受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券の買戻しまたはスイッチング（該当する場合）を継続することができる。ただし、当該サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーするための引当金額が純資産価格に含まれることを条件とする。

約款の変更

サブ・ファンドの受益証券を取得することにより、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社および保管受託銀行間の関係を規律するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、その全部または一部をいつでも変更することができる。

変更は、それが商業・法人登記所に預託された旨の公告がRESAに掲載された時点または変更約款に規定されるその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し3か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

本契約は、イングランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に対し、解約の2か月以上前に書面による通知をすることにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウントリング契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が他方当事者に対し、本契約終了日の3か月前までに書面により通知することによって、解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が他方当事者に対し、本契約終了日の3か月前までに書面により通知することによって、解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、いつでも受益証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に、残余財産分配請求権についてはかかる請求権を生じさせる事由発生日の30年後に、失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、ならびに

() 日本における受益証券の募集、販売、買戻しおよびスイッチングの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=116.49円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2016年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2016年9月30日現在

シュロダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	55,351,569	6,447,904
未実現利益*	1,208,686	140,800
有価証券時価	56,560,255	6,588,704
現金預金		
現金預金	2,391,337	278,567
未収申込金	121,641	14,170
未収利息	450,811	52,515
未収雑費および前払費用	22,273	2,595
資産合計	59,546,317	6,936,550
負債		
有価証券購入未払金	329,607	38,396
未払投資運用報酬	16,866	1,965
その他の未払金	122,747	14,299
負債合計	469,220	54,659
純資産総額	59,077,097	6,881,891
純資産価額		
2016年9月30日現在	59,077,097	6,881,891
2015年9月30日現在	78,163,087	9,105,218
2014年9月30日現在	130,835,835	15,241,066
発行済受益証券		
2016年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	7,091,789口
2015年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	9,248,294口
2014年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	14,110,395口
受益証券1口当たり純資産価格		
2016年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	8.33 970円
2015年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	8.45 984円
2014年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	9.27 1,080円
未実現利益 / (損失) の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	1,942,905	226,329
投資有価証券に係る未実現（損失）	(734,219)	(85,529)

* 計算の内訳については、未実現利益 / (損失) の表を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

運用計算書

2016年9月30日終了年度

シュローダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

	米ドル	千円
収益		
銀行利息	583	68
債券利息	1,791,891	208,737
収益合計	1,792,474	208,805
費用		
管理・管理事務代行報酬	68,805	8,015
投資運用報酬	213,840	24,910
銀行費用および利息費用	181	21
保管受託報酬	12,793	1,490
年次税	30,549	3,559
販売報酬	769,823	89,677
その他の費用	6,106	711
費用合計	1,102,097	128,383
費用補助	15,218	1,773
投資純利益	705,595	82,195

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産変動計算書

2016年9月30日終了年度

シュローダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

	米ドル	千円
投資純利益*	705,595	82,195
実現純利益 / (損失)**		
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	(1,193,669)	(139,051)
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	3,616	421
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益 / (損失)	(192,251)	(22,395)
実現純(損失)	(1,382,304)	(161,025)
未実現利益の純変動		
投資に係る未実現利益の純変動	2,393,350	278,801
その他の純資産の外国為替に係る未実現利益の純変動	188,289	21,934
未実現利益の純変動	2,581,639	300,735
運用による純資産総額の純変動	1,904,930	221,905
受益証券発行純収入	8,638,374	1,006,284
受益証券買戻支払金	(26,542,488)	(3,091,934)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	(3,086,806)	(359,582)
期中純資産減少額	(19,085,990)	(2,223,327)
期首現在純資産	78,163,087	9,105,218
期末現在純資産	59,077,097	6,881,891
実現利益 / (損失)の内訳***		
有価証券売却に係る実現利益	1,285,767	149,779
有価証券売却に係る実現(損失)	(2,479,436)	(288,829)
為替予約契約に係る実現利益	35,678	4,156
為替予約契約に係る実現(損失)	(32,062)	(3,735)

* 投資純利益の計算については、運用計算書を参照のこと。

** 計算の内訳については、実現利益 / (損失)の表を参照のこと。

*** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

運用成績一覧表

2016年9月30日現在

(未監査)

サブ・ファンド*	クラス(通貨)	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン (設定日:2009年6月30日)					
	クラスB(米ドル)受益証券	3.66	(0.92)	0.73	14.10

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース(ビット・トゥ・ビット)である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

財務書類に対する注記

2016年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）（改正済）のパートの規定により規制される投資信託としての要件を充足し、かつ、ルクセンブルグの2013年7月12日法の第1条39項の意義の範囲内において、オルタナティブ投資ファンドとしての要件を充足する。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。本財務書類は、投資信託に関してのルクセンブルグの規制に従って作成されている。

受益証券のクラス

2016年9月30日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン クラスB（米ドル）受益証券

申込手数料および販売報酬

クラスB受益証券について、申込手数料は徴収されない。*

かかるクラスは、純資産価額の年率1.26%の販売報酬の対象となる。

投資者は、サブ・ファンドのクラスB受益証券の取得に際し、購入時の申込手数料を徴収されない。代わりに、ファンドの目論見書に記載された条件付後払手数料（「CDSC」）を管理会社に支払わなければならないことがある。2010年7月1日以降のファンドの手数料支払代行会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイであることに留意されたい。

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

最低当初申込口数および最低保有口数は100口である。

最低追加申込口数は10口である。

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

* 「純資産価額 / ファンド資産の評価」に記載の関連する注記を参照のこと。

年次投資運用報酬

投資運用会社は、その業務への報酬として、投資運用報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、ポートフォリオの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。当期のクラスB受益証券の報酬料率は、純資産価額に対して年率0.35%であった。

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

費用補助

管理・管理事務代行報酬、保管受託報酬、販売報酬、投資運用報酬および法定費用は、ファンドの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月支払われる。当該報酬は、当期においてサブ・ファンドに適用され、ファンドの純資産価額の1.78%を上限とされた。当期中、管理会社は、かかる報酬の上限額を遵守するため、ファンドに対して補助金を支出した。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真正な価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

有価証券、金融デリバティブ商品および資産の評価額は、証券取引所、またはこれらの有価証券もしくは資産が取引されるもしくは取引を認められている他の規制ある市場での最終入手可能価格に基づき決定される。かかる有価証券またはその他の資産が、一もしくは複数の証券取引所または他の規制ある市場で値付けされるまたは取り扱われている場合、管理会社の取締役会は、証券取引所または他の規制ある市場が有価証券またはその他の資産の価格提供に使用される優先順位について規則を定める。

有価証券が公認の証券取引所または他の規制ある市場で取引されておらず、または上場や取引を認められていない場合、またはそのように取引されるもしくは取引を認められている有価証券の最終入手可能価格が真正な価値を反映していない場合、管理会社の取締役会は、慎重かつ誠実に評価される予想販売価格に基づき手続を行うことを要求される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券については、容易に入手可能なすべての情報に基づき評価される。かかる情報には、管理会社が、投資対象証券の真正な価値を反映するため、誠実に決定した評価技法が含まれることがあり、適切な場合には、かかる譲渡性のある有価証券の発行体が指定する評価技法に従う。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産または負債は、銀行またはその他の信頼できる金融機関により値付けされている関連スポット・レートを用いて換算される。

投資有価証券売却に係る実現利益および損失

投資有価証券売却に係る実現利益および損失は、平均原価法で決定され、取引費用に含まれる。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

分配金

当年度中、当社は、以下の分配金の分配を行った。

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり り分配金
2015年10月13日	2015年10月14日	2015年10月19日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年11月10日	2015年11月11日	2015年11月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年12月10日	2015年12月11日	2015年12月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年 1 月12日	2016年 1 月13日	2016年 1 月19日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年 2 月15日	2016年 2 月16日	2016年 2 月19日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年 3 月10日	2016年 3 月11日	2016年 3 月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年 4 月11日	2016年 4 月12日	2016年 4 月15日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年 5 月10日	2016年 5 月11日	2016年 5 月17日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり り分配金
2016年6月13日	2016年6月14日	2016年6月17日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年7月11日	2016年7月12日	2016年7月15日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年8月16日	2016年8月17日	2016年8月22日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2016年9月12日	2016年9月13日	2016年9月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。保管銀行の取引費用は、運用計算書の「保管報酬」において表示されている。シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズは債券型ファンドであり、ブローカー手数料はスプレッドに含まれるため、かかる項目には追加の数字は開示されない。スプレッドは、欧州議会および理事会通達2009/65/EC 別紙の第5章スケジュールBに従い、計算から除外されている。

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロオーダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表

2016年9月30日現在

口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)	口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
オーストラリア				ドイツ(続き)			
AUD	640,000 Australia Government Bond 4.25% 21/04/2026	588,921	1.00	EUR	325,000 Bundesrepublik Deutschland 2.5% 04/07/2044	566,756	0.96
EUR	100,000 BHP Billiton Finance Ltd., Reg. S, FRN 5.625% 22/10/2079	126,252	0.21	USD	430,000 KFW 2% 02/05/2025	440,397	0.75
GBP	50,000 Westpac Banking Corp., Reg. S 5% 21/10/2019	72,870	0.12	USD	390,000 Landesbank Baden-Wuerttemberg, Reg. S 1.375% 05/03/2018	390,636	0.66
ベルギー				EUR	450,000 Landesbank Berlin AG 5.875% 25/11/2019	569,957	0.96
USD	350,000 Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 7.75% 15/01/2019	398,549	0.67	USD	640,000 Landesbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank, Reg. S 1.375% 21/07/2021	637,859	1.08
USD	990,000 Belgium Government Bond 1.125% 05/03/2018	992,440	1.68	アイルランド			
デンマーク				EUR	103,000 Bank of Ireland, Reg. S 1.25% 09/04/2020	119,055	0.20
DKK	1,010,000 Denmark Government Bond 1.5% 15/11/2023	170,398	0.29	EUR	300,000 Ireland Government Bond 3.9% 20/03/2023	423,442	0.72
フランス				イタリア			
EUR	150,000 Autoroutes du Sud de la France SA, Reg. S 4.125% 13/04/2020	192,442	0.33	EUR	100,000 Assicurazioni Generali SpA, Reg. S, FRN 5.5% 27/10/2047	116,194	0.20
EUR	400,000 BPCE SFH SA, Reg. S 0.5% 11/10/2022	467,053	0.79	メキシコ			
EUR	790,000 Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 3.375% 25/04/2021	1,037,910	1.76	USD	600,000 America Movil SAB de CV 5% 30/03/2020	661,728	1.12
EUR	200,000 Capgemini SA, Reg. S 1.75% 01/07/2020	236,056	0.40	MXN	8,400,000 Mexican Bonos 5.75% 05/03/2026	424,565	0.72
EUR	200,000 Cie de Financement Foncier SA, Reg. S 0.125% 18/02/2020	227,316	0.38	USD	950,000 Mexico Government Bond 3.625% 15/03/2022	1,005,646	1.70
EUR	150,000 France Government Bond OAT 1.5% 25/05/2031	192,326	0.32	オランダ			
EUR	185,000 Orange SA 8.125% 28/01/2033	419,441	0.71	USD	700,000 Nederlandse Waterschapsbank NV, Reg. S 1.25% 16/01/2018	702,349	1.19
GBP	100,000 Orange SA, Reg. S, FRN 5.75% Perpetual	140,697	0.24	EUR	307,000 Netherlands Government Bond 2% 15/07/2024	404,946	0.68
EUR	100,000 SANEF SA, Reg. S 1.875% 16/03/2026	126,870	0.21	ノルウェー			
EUR	100,000 Societe Fonciere Lyonnaise SA, REIT, Reg. S 2.25% 16/11/2022	123,123	0.21	NOK	5,650,000 Norway Government Bond 4.25% 19/05/2017	720,413	1.22
USD	590,000 Societe Generale SA, 144A 2.5% 08/04/2021	606,316	1.03	NOK	300,000 Norway Government Bond 1.75% 13/03/2025	39,330	0.07
EUR	400,000 UNEDIC ASSEO 0.625% 17/02/2025	470,960	0.80	シンガポール			
ドイツ				SGD	380,000 Singapore Government Bond 2.5% 01/06/2019	289,549	0.49
EUR	731,000 Bundesrepublik Deutschland 1.5% 15/02/2023	924,552	1.57	南アフリカ			
EUR	306,667 Bundesrepublik Deutschland 0.5% 15/02/2026	366,186	0.62	ZAR	1,890,000 South Africa Government Bond 8.25% 15/09/2017	137,476	0.23
EUR	960,000 Bundesrepublik Deutschland 0% 15/08/2026	1,088,917	1.84	スペイン			
				EUR	300,000 Abertis Infraestructuras SA, Reg. S 4.75% 25/10/2019	384,108	0.65
				EUR	540,000 Spain Government Bond 2.15% 31/10/2025	673,846	1.14

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表（続き）

2016年9月30日現在

口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)	口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
	国際機関	1,255,715	2.13		アメリカ合衆国（続き）		
CAD 1,640,000	International Bank for Reconstruction & Development 1.125% 11/03/2020	1,255,715	2.13	USD 350,000	Dow Chemical Co. (The) 5.25% 15/11/2041	397,425	0.67
スウェーデン		702,506	1.19	USD 500,000	Hartford Financial Services Group, Inc. (The) 5.5% 30/03/2020	559,743	0.95
GBP 300,000	Skandinaviska Enskilda Banken AB, Reg. S 1.25% 05/08/2022	390,237	0.66	USD 290,000	JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	323,169	0.55
SEK 2,200,000	Sweden Government Bond 3.5% 01/06/2022	312,269	0.53	USD 130,000	Kinder Morgan, Inc. 5.55% 01/06/2045	134,072	0.23
スイス		869,983	1.47	USD 140,000	Merck & Co., Inc. 2.75% 10/02/2025	146,003	0.25
USD 330,000	Nestle Holdings, Inc., Reg. S 2.125% 14/01/2020	338,141	0.57	EUR 270,000	Microsoft Corp. 3.125% 06/12/2028	390,056	0.66
CHF 394,000	Switzerland Government Bond 4% 11/02/2023	531,842	0.90	USD 255,000	Microsoft Corp. 3.7% 08/08/2046	261,518	0.44
イギリス		4,221,589	7.15	USD 550,000	Morgan Stanley 5.625% 23/09/2019	609,667	1.03
GBP 150,000	Aviva plc, FRN 6.125% Perpetual	209,083	0.35	USD 500,000	NiSource Finance Corp. 6.125% 01/03/2022	598,392	1.01
USD 800,000	Barclays Bank plc 5.14% 14/10/2020	868,080	1.47	USD 100,000	S&P Global, Inc. 3.3% 14/08/2020	104,834	0.18
GBP 50,000	BAT International Finance plc 6% 24/11/2034	101,845	0.17	USD 250,000	Simon Property Group LP, REIT 4.375% 01/03/2021	276,830	0.47
USD 290,000	HSBC Holdings plc 6.8% 01/06/2038	388,545	0.66	USD 160,000	Spectra Energy Partners LP 3.5% 15/03/2025	163,010	0.28
GBP 100,000	Marks & Spencer plc, Reg. S 6.125% 02/12/2019	148,634	0.25	USD 150,000	Sunoco Logistics Partners Operations LP 3.9% 15/07/2026	152,943	0.26
EUR 250,000	Nationwide Building Society, Reg. S 6.75% 22/07/2020	336,017	0.57	USD 85,000	US Treasury 0.5% 31/03/2017	85,028	0.14
GBP 140,000	NGG Finance plc, Reg. S, FRN 5.625% 18/06/2073	204,664	0.35	USD 2,210,000	US Treasury 0.75% 31/03/2018	2,211,856	3.74
EUR 150,000	Royal Bank of Scotland plc (The) 5.5% 23/03/2020	197,394	0.33	USD 1,530,000	US Treasury 0.875% 15/10/2018	1,533,705	2.60
GBP 70,000	Tate & Lyle International Finance plc 6.75% 25/11/2019	106,678	0.18	USD 465,000	US Treasury 1.375% 30/04/2020	471,902	0.80
GBP 480,000	UK Treasury 1.5% 22/07/2026	671,240	1.14	USD 270,000	US Treasury 1.125% 30/06/2021	270,316	0.46
GBP 439,000	UK Treasury 2.5% 22/07/2065	820,101	1.39	USD 730,000	US Treasury 2% 31/08/2021	760,227	1.29
USD 140,000	WPP Finance 2010 5.625% 15/11/2043	169,308	0.29	USD 371,000	US Treasury 1.625% 15/02/2026	373,580	0.63
アメリカ合衆国		13,274,839	22.47	USD 305,000	US Treasury 3% 15/11/2044	352,346	0.60
USD 100,000	Actavis Funding SCS 4.55% 15/03/2035	107,039	0.18	USD 795,000	US Treasury 2.5% 15/02/2046	832,887	1.41
USD 100,000	Actavis Funding SCS 4.75% 15/03/2045	110,681	0.19	USD 260,000	Verizon Communications, Inc. 4.672% 15/03/2055	275,175	0.46
USD 510,000	AmerisourceBergen Corp. 4.875% 15/11/2019	558,963	0.95	GBP 200,000	Wells Fargo & Co., Reg. S 2% 28/07/2025	262,113	0.44
USD 140,000	Bank of America Corp. 7.625% 01/06/2019	160,817	0.27		公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計	38,002,479	64.33
USD 300,000	CBS Corp. 5.75% 15/04/2020	338,841	0.57				
EUR 380,000	Coca-Cola Co. (The) 1.125% 09/03/2027	451,701	0.76				

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表(続き)

2016年9月30日現在

口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)	口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
カナダ				アメリカ合衆国(続き)			
CAD	545,000 Province of Quebec Canada 5% 01/12/2041	591,030	1	USD	139,915 FNMA AB9341 3% 01/05/2043	146,477	0.25
フランス		1,487,450	2.52	USD	467,298 FNMA AR7218 3% 01/06/2043	489,038	0.83
USD	500,000 Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 1.875% 12/02/2022	507,617	0.86	USD	334,400 FNMA AS0203 3% 01/08/2043	350,084	0.59
USD	430,000 Electricite de France SA, 144A 6% 22/01/2114	466,039	0.79	USD	500,231 FNMA AS0205 3% 01/08/2043	522,921	0.88
EUR	233,000 France Government Bond OAT 4% 25/04/2060	513,794	0.87	USD	586,464 FNMA AU1628 3% 01/07/2043	611,697	1.04
イタリア		3,811,796	6.45	USD	58,192 GNMA 4520 5% 20/08/2039	64,676	0.11
EUR	100,000 Intesa Sanpaolo SpA, Reg. S 2% 18/06/2021	118,310	0.2	USD	152,854 GNMA 4578 5% 20/11/2039	170,437	0.29
EUR	427,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.15% 15/05/2017	481,473	0.82	USD	836,490 GNMA MA0483, FRN 2% 20/10/2042	863,404	1.46
EUR	712,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 01/09/2021	968,934	1.64	USD	317,928 GNMA MA1377 4.5% 20/10/2043	343,649	0.58
EUR	492,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5.5% 01/09/2022	710,867	1.2	USD	202,489 GNMA, FRN, Series 2014- 16/02/2048	9,938	0.02
EUR	845,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.6% 01/06/2026	980,454	1.66	USD	393,952 GNMA, IO, FRN, Series 2012-70 'IO' 0.588% 16/08/2052	12,711	0.02
EUR	320,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 01/09/2044	551,758	0.93	USD	2,931,110 GNMA, IO, FRN, Series 2012-152 'IO' 0.73% 16/01/2054	159,930	0.27
マレーシア		914,237	1.55	USD	27,413 Impac Secured Assets Trust, FRN, Series 2006- 1 '2A2' 0.934% 25/05/2036	24,792	0.04
MYR	3,712,000 Malaysia Government Bond 3.654% 31/10/2019	914,237	1.55	USD	240,000 Kraft Heinz Foods Co. 5.375% 10/02/2020	268,136	0.45
ポーランド		177,421	0.3	USD	310,000 NBCUniversal Media LLC 5.95% 01/04/2041	420,236	0.71
PLN	590,000 Poland Government Bond 5.75% 25/10/2021	177,421	0.3	USD	18,710 Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2013-3 'C' 1.81% 15/04/2019	18,754	0.03
スペイン		889,233	1.5	USD	95,000 Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2014-1 'C' 2.36% 15/04/2020	95,717	0.16
EUR	196,000 Spain Government Bond 5.5% 30/04/2021	274,037	0.46	USD	1,500,000 US Treasury Bill 0% 03/11/2016	1,499,640	2.54
EUR	505,000 Spain Government Bond 1.95% 30/07/2030	615,196	1.04	USD	1,150,000 US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/07/2026	1,169,393	1.98
スイス		1,524,162	2.58	他の規制ある市場で取引されている譲渡性 のある有価証券および短期金融資産合計			
USD	1,000,000 Credit Suisse AG, FRN 1.442% 29/01/2018	1,001,280	1.69	投資有価証券合計			
EUR	414,000 UBS AG 3.875% 02/12/2019	522,882	0.89	その他の純資産			
イギリス		479,906	0.81	純資産価額			
USD	467,000 Lloyds Banking Group plc, Reg. S 4.582% 10/12/2025	479,906	0.81				
アメリカ合衆国		8,682,541	14.7				
USD	250,000 Apple, Inc. 4.45% 06/05/2044	281,555	0.48				
USD	111,558 Beacon Container Finance LLC, Series 2012-1A 'A', 144A 3.72% 20/09/2027	110,380	0.19				
USD	280,000 Comcast Corp. 6.4% 15/05/2038	393,295	0.67				
USD	628,629 FNMA AB8897 3% 01/04/2043	655,681	1.11				

注記は、財務書類と不可分のものである。

別紙 1

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ
シュローダー・グローバル・ボンド・オープン
監査済み総経費率
2016年9月30日終了年度

サブ・ファンドの名称	クラス受益証券	総経費率	総経費率上限*
シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン	クラス B 受益証券	1.81%	1.78%

*総経費率上限の詳細については、財務書類に対する注記の費用補助の項目を参照のこと。

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Statement of Net Assets as at 30 September 2016

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
ASSETS	
Investments	
Securities at cost	55,351,569
Unrealised appreciation *	1,208,686
Securities at Market Value	56,560,255
Cash at banks	2,391,337
Receivables for subscriptions	121,641
Interest receivable	450,811
Sundry receivables and prepayments	22,273
TOTAL ASSETS	59,546,317
LIABILITIES	
Payables for securities purchased	329,607
Management fees payable	16,866
Other payables and accruals	122,747
TOTAL LIABILITIES	469,220
TOTAL NET ASSETS	59,077,097
Net Asset Value	
as at 30 September 2016	59,077,097
as at 30 September 2015	78,163,087
as at 30 September 2014	130,835,835
Units Outstanding	
as at 30 September 2016	Class B Dis (USD) 7,091,789
as at 30 September 2015	Class B Dis (USD) 9,248,294
as at 30 September 2014	Class B Dis (USD) 14,110,395
Net Asset Value per Unit	
as at 30 September 2016	Class B Dis (USD) 8.33
as at 30 September 2015	Class B Dis (USD) 8.45
as at 30 September 2014	Class B Dis (USD) 9.27
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT	
Unrealised appreciation on investments	1,942,905
Unrealised (depreciation) on investments	(734,219)

* Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Statement of Operations for the Year Ended 30 September 2016

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
INCOME	
Bank interest	583
Bond interest	1,791,891
Total Income	1,792,474
EXPENSES	
Administration fees	68,805
Management fees	213,840
Bank and interest charges	181
Custodian fees	12,793
Taxe d'abonnement	30,549
Distribution fees	769,823
Other Expenses	6,106
Total Expenses	1,102,097
Expense Subsidy	15,218
NET INVESTMENT INCOME	705,595

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2016

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
NET INVESTMENT INCOME *	<u>705,595</u>
Net realised gains/(losses) **	
on securities sold	(1,193,669)
on forward foreign exchange contracts	3,616
on foreign exchange on other net assets	<u>(192,251)</u>
NET REALISED (LOSS)	<u>(1,382,304)</u>
Net change in unrealised appreciation	
on investments	2,393,350
on foreign exchange on other net assets	<u>188,289</u>
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION	<u>2,581,639</u>
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>1,904,930</u>
Net proceeds from issue of units	8,638,374
Payment for units redeemed	(26,542,488)
Dividends declared for the year from net investment income	<u>(3,086,806)</u>
Decrease in Net Assets for the Year	<u>(19,085,990)</u>
Net Assets at the beginning of the year	<u>78,163,087</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	<u>59,077,097</u>
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT ***	
Realised gains on securities sold	1,285,767
Realised (losses) on securities sold	(2,479,436)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	35,678
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(32,062)

* Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income.

** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

*** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Fund Performance (Unaudited) as at 30 September 2016

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Global Bond Series - Schroder Global Bond Open					
(Launch Date: 30/06/2009)	Class B (USD)	3.66	(0.92)	0.73	14.10

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term "Since Launch" means the launch date of the sub-fund. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertakings for collective investment (the '2010 law') and as an Alternative Investment Fund within the meaning of article 1 (39) of the Luxembourg law of 12 July 2013. The Fund has been established for an undetermined period and may further issue several classes of units in each sub-fund. The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investments.

Classes of Units

There was one class of units available for investment as at 30 September 2016:
Schroder Global Bond Open Class B Dis (USD).

Initial and Distribution Charges

There are no Initial Charges on B Units*.

The B Units are subject to a Distribution Charge of 1.26% of the Net Asset Value per annum.

No initial charge is paid by an Investor on the acquisition of B Units of the Sub-Fund. Instead a contingent deferred sales charge ('CDSC') may be payable to the Management Company as described in the prospectus of the Fund. Please note that since 1 July 2010, Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. is the commission paying agent for the Fund.

Minimum Subscription Amount, Minimum Additional Subscription Amount and Minimum Holding Amount

The minimum initial subscription and the minimum holding amount is 100 units.

The minimum additional subscription amount is 10 units.

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

* Please refer to the related note under the caption, 'Net Asset Value / Valuation of the Assets of the Fund'.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016 (cont)

Management Fee

The Management Company is entitled to receive a management fee as remuneration for its services. Such fee is calculated and accrued daily in reference to the net asset value of the portfolio and paid monthly in arrears. The rate for the year under review for B Units was 0.35% of Net Asset Value per annum.

This fee may be waived at the discretion of the Management Company.

Expense subsidy

The administration fees, custodian fees, distribution fees, management fees and statutory fees are calculated and accrued daily by reference to the Net Asset Value of the Fund and are paid monthly. These fees which were applied to the sub-fund during the year under review, were capped at a maximum rate of 1.78% of the Net Asset Value of the Fund. During the year under review, the Management Company subsidised the Fund in order to comply with the cap on the above mentioned fees.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV ') per unit of each class is calculated on each Dealing Day, and expressed in the currency of the relevant sub-fund or class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent), by the number of units of such class then in issue. The resulting sum is rounded to the nearest two decimal places. Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific sub-fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016 (cont)

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

The value of securities, financial derivative instruments and assets is determined on the basis of the last available price on the stock exchange or any other regulated market on which those securities or assets are traded or admitted for trading. Where such securities or other assets are quoted or dealt in on more than one stock exchange or any other regulated market, the Directors of the Management Company shall make regulations for the order of priority in which stock exchanges or other regulated markets shall be used for the provision of prices of securities or other assets.

If a security is not traded on or admitted to any official stock exchange or any other regulated market or, in the case of securities so traded or admitted, the last available price does not reflect their true value, the Directors of the Management Company are required to proceed on the basis of their expected sales price, which shall be valued with prudence and in good faith.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest available reported Net Asset Value. The latest reported Net Asset Value may be adjusted to reflect market movements since the date of the report in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company. Purchases and sales of investments are recognised on the trade date.

For other transferable securities not dealt on a regulated market, the valuation is based on all readily available data, which may involve valuation techniques determined in good faith by the Management Company to reflect the true value of the underlying security, and where applicable in accordance with valuation methods identified by the underlying issuer of such transferable securities.

Any assets or liabilities in currencies other than the base currencies of the Fund will be converted using the relevant spot rate quoted by a bank or other responsible financial institution.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016 (cont)

Realised gains and losses on sales of investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transactions costs.

Changes in the sub-fund

A list, specifying the total purchases and sales, which took place during the year under review may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Taxation

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg each sub-fund is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly.

No capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment. Under present law neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016 (cont)

Dividends

During the year under review, the Fund made the following dividend distributions:

Record Date	Ex-dividend Date	Payment Date	Fund	Currency	Dividend per Unit
13-Oct-2015	14-Oct-2015	19-Oct-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Nov-2015	11-Nov-2015	16-Nov-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Dec-2015	11-Dec-2015	16-Dec-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
12-Jan-2016	13-Jan-2016	19-Jan-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
15-Feb-2016	16-Feb-2016	19-Feb-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Mar-2016	11-Mar-2016	16-Mar-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
11-Apr-2016	12-Apr-2016	15-Apr-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-May-2016	11-May-2016	17-May-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
13-Jun-2016	14-Jun-2016	17-Jun-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
11-Jul-2016	12-Jul-2016	15-Jul-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
16-Aug-2016	17-Aug-2016	22-Aug-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
12-Sep-2016	13-Sep-2016	16-Sep-2016	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035

Disclosure of Transaction Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. Custodian transaction costs are shown in the Statement of Operations under 'Custodian Fees'. As Schroder SMBC Global Bond Series is a bond fund, no additional figure will be disclosed in this paragraph since broker commission fees are included in the spread, which is excluded from the calculation pursuant to Annex I, Schedule B, Chapter V of Directive 2009/65/EC of the European Parliament.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2016 (cont)

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Portfolio of Investments as at 30 September 2016

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open

Number of shares or Principal Amount		Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount		Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets
Australia					788,043 1.33				
AUD	640,000	Australia Government Bond 4.25% 21/04/2026	588,921	1.00	Germany (cont)				
EUR	100,000	BHP Billiton Finance Ltd., Reg. S, FRN 5.625% 22/10/2079	126,252	0.21	USD	430,000	KFW 2% 02/05/2025	440,397	0.75
GBP	50,000	Westpac Banking Corp., Reg. S 5% 21/10/2019	72,870	0.12	USD	390,000	Landesbank Baden-Wuerttemberg, Reg. S 1.375% 05/03/2018	390,636	0.66
Belgium					1,390,989 2.35				
USD	350,000	Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 7.75% 15/01/2019	398,549	0.67	EUR	450,000	Landesbank Berlin AG 5.875% 25/11/2019	569,957	0.96
USD	990,000	Belgium Government Bond 1.125% 05/03/2018	992,440	1.68	USD	640,000	Landeskreditbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank, Reg. S 1.375% 21/07/2021	637,859	1.08
Denmark					170,398 0.29				
DKK	1,010,000	Denmark Government Bond 1.5% 15/11/2023	170,398	0.29	Ireland				
France					4,240,510 7.18				
EUR	150,000	Autoroutes du Sud de la France SA, Reg. S 4.125% 13/04/2020	192,442	0.33	EUR	103,000	Bank of Ireland, Reg. S 1.25% 09/04/2020	119,055	0.20
EUR	400,000	BPCE SFH SA, Reg. S 0.5% 11/10/2022	467,053	0.79	EUR	300,000	Ireland Government Bond 3.9% 20/03/2023	423,442	0.72
EUR	790,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 3.375% 25/04/2021	1,037,910	1.76	Italy				
EUR	200,000	Capgemini SA, Reg. S 1.75% 01/07/2020	236,056	0.40	EUR	100,000	Assicurazioni Generali SpA, Reg. S, FRN 5.5% 27/10/2047	116,194	0.20
EUR	200,000	Cie de Financement Foncier SA, Reg. S 0.125% 18/02/2020	227,316	0.38	Mexico				
EUR	150,000	France Government Bond OAT 1.5% 25/05/2031	192,326	0.32	USD	600,000	America Movil SAB de CV 5% 30/03/2020	2,091,939	3.54
EUR	185,000	Orange SA 8.125% 28/01/2033	419,441	0.71	MXN	8,400,000	Mexican Bonos 5.75% 05/03/2026	661,728	1.12
GBP	100,000	Orange SA, Reg. S, FRN 5.75% Perpetual	140,697	0.24	USD	950,000	Mexico Government Bond 3.625% 15/03/2022	424,565	0.72
EUR	100,000	SANEF SA, Reg. S 1.875% 16/03/2026	126,870	0.21	Netherlands				
EUR	100,000	Societe Fonciere Lyonnaise SA, REIT, Reg. S 2.25% 16/11/2022	123,123	0.21	USD	700,000	Nederlandsche Waterschapsbank NV, Reg. S 1.25% 16/01/2018	1,107,295	1.87
USD	590,000	Societe Generale SA, 144A 2.5% 08/04/2021	606,316	1.03	EUR	307,000	Netherlands Government Bond 2% 15/07/2024	702,349	1.19
EUR	400,000	UNEDIC ASSEO 0.625% 17/02/2025	470,960	0.80	EUR	307,000	Netherlands Government Bond 2% 15/07/2024	404,946	0.68
Germany					4,985,260 8.44				
EUR	731,000	Bundesrepublik Deutschland 1.5% 15/02/2023	924,552	1.57	Norway				
EUR	306,667	Bundesrepublik Deutschland 0.5% 15/02/2026	366,186	0.62	NOK	5,650,000	Norway Government Bond 4.25% 19/05/2017	759,743	1.29
EUR	960,000	Bundesrepublik Deutschland 0% 15/08/2026	1,088,917	1.84	NOK	300,000	Norway Government Bond 1.75% 13/03/2025	720,413	1.22
EUR	325,000	Bundesrepublik Deutschland 2.5% 04/07/2044	566,756	0.96	Singapore				
					289,549 0.49				
					289,549 0.49				
					137,476 0.23				
					137,476 0.23				
					1,057,954 1.79				
					384,108 0.65				
					673,846 1.14				
					1,255,715 2.13				
					1,255,715 2.13				
					702,506 1.19				
					390,237 0.66				

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Portfolio of Investments as at 30 September 2016 (cont)

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open (cont)

Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing	Market Value USD	% Net Assets
Sweden (cont)				United States of America (cont)			
SEK 2,200,000	Sweden Government Bond 3.5% 01/06/2022	312,269	0.53	USD 140,000	Merck & Co., Inc. 2.75% 10/02/2025	146,003	0.25
Switzerland				EUR 270,000	Microsoft Corp. 3.125% 06/12/2028	390,056	0.66
USD 330,000	Nestle Holdings, Inc., Reg. S 2.125% 14/01/2020	338,141	0.57	USD 255,000	Microsoft Corp. 3.7% 08/08/2046	261,518	0.44
CHF 394,000	Switzerland Government Bond 4% 11/02/2023	531,842	0.90	USD 550,000	Morgan Stanley 5.625% 23/09/2019	609,667	1.03
United Kingdom				USD 500,000	NiSource Finance Corp. 6.125% 01/03/2022	598,392	1.01
GBP 150,000	Aviva plc, FRN 6.125% Perpetual	209,083	0.35	USD 100,000	S&P Global, Inc. 3.3% 14/08/2020	104,834	0.18
USD 800,000	Barclays Bank plc 5.14% 14/10/2020	868,080	1.47	USD 250,000	Simon Property Group LP, REIT 4.375% 01/03/2021	276,830	0.47
GBP 50,000	BAT International Finance plc 6% 24/11/2034	101,845	0.17	USD 160,000	Spectra Energy Partners LP 3.5% 15/03/2025	163,010	0.28
USD 290,000	HSBC Holdings plc 6.8% 01/06/2038	388,545	0.66	USD 150,000	Partners Operations LP 3.9% 15/07/2026	152,943	0.26
GBP 100,000	Marks & Spencer plc, Reg. S 6.125% 02/12/2019	148,634	0.25	USD 85,000	US Treasury 0.5% 31/03/2017	85,028	0.14
EUR 250,000	Nationwide Building Society, Reg. S 6.75% 22/07/2020	336,017	0.57	USD 2,210,000	US Treasury 0.75% 31/03/2018	2,211,856	3.74
GBP 140,000	NGG Finance plc, Reg. S, FRN 5.625% 18/06/2073	204,664	0.35	USD 1,530,000	US Treasury 0.875% 15/10/2018	1,533,705	2.60
EUR 150,000	Royal Bank of Scotland plc (The) 5.5% 23/03/2020	197,394	0.33	USD 465,000	US Treasury 1.375% 30/04/2020	471,902	0.80
GBP 70,000	Tate & Lyle International Finance plc 6.75% 25/11/2019	106,678	0.18	USD 270,000	US Treasury 1.125% 30/06/2021	270,316	0.46
GBP 480,000	UK Treasury 1.5% 22/07/2026	671,240	1.14	USD 730,000	US Treasury 2% 31/08/2021	760,227	1.29
GBP 439,000	UK Treasury 2.5% 22/07/2065	820,101	1.39	USD 371,000	US Treasury 1.625% 15/02/2026	373,580	0.63
USD 140,000	WPP Finance 2010 5.625% 15/11/2043	169,308	0.29	USD 305,000	US Treasury 3% 15/11/2044	352,346	0.60
United States of America				USD 795,000	US Treasury 2.5% 15/02/2046	832,887	1.41
USD 100,000	Actavis Funding SCS 4.55% 15/03/2035	107,039	0.18	USD 260,000	Verizon Communications, Inc. 4.672% 15/03/2055	275,175	0.46
USD 100,000	Actavis Funding SCS 4.75% 15/03/2045	110,681	0.19	GBP 200,000	Wells Fargo & Co., Reg. S 2% 28/07/2025	262,113	0.44
USD 510,000	AmerisourceBergen Corp. 4.875% 15/11/2019	558,963	0.95	Total Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Exchange Listing			
USD 140,000	Bank of America Corp. 7.625% 01/06/2019	160,817	0.27	38,002,479 64.33			
USD 300,000	CBS Corp. 5.75% 15/04/2020	338,841	0.57	Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market	Market Value USD	% Net Assets
EUR 380,000	Coca-Cola Co. (The) 1.125% 09/03/2027	451,701	0.76	Canada			
USD 350,000	Dow Chemical Co. (The) 5.25% 15/11/2041	397,425	0.67	CAD 545,000	Province of Quebec Canada 5% 01/12/2041	591,030	1
USD 500,000	Hartford Financial Services Group, Inc. (The) 5.5% 30/03/2020	559,743	0.95	France			
USD 290,000	JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	323,169	0.55	USD 500,000	Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale 1.875% 12/02/2022	507,617	0.86
USD 130,000	Kinder Morgan, Inc. 5.55% 01/06/2045	134,072	0.23	USD 430,000	Electricite de France SA, 144A 6% 22/01/2114	466,039	0.79

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Portfolio of Investments as at 30 September 2016 (cont)

Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open (cont)

Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market	Market Value USD	% Net Assets	Number of shares or Principal Amount	Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market	Market Value USD	% Net Assets
France (cont)				United States of America (cont)			
EUR	233,000 France Government Bond OAT 4% 25/04/2060	513,794	0.87	USD	58,192 GNMA 4520 5% 20/08/2039	64,676	0.11
Italy		3,811,796	6.45	USD	152,854 GNMA 4578 5% 20/11/2039	170,437	0.29
EUR	100,000 Intesa Sanpaolo SpA, Reg. S 2% 18/06/2021	118,310	0.2	USD	836,490 GNMA MA0483, FRN 2% 20/10/2042	863,404	1.46
EUR	427,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.15% 15/05/2017	481,473	0.82	USD	317,928 GNMA MA1377 4.5% 20/10/2043	343,649	0.58
EUR	712,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 01/09/2021	968,934	1.64	USD	202,489 GNMA, FRN, Series 2014-47 'IA' 1.072% 16/02/2048	9,938	0.02
EUR	492,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5.5% 01/09/2022	710,867	1.2	USD	393,952 GNMA, IO, FRN, Series 2012-70 'IO' 0.588% 16/08/2052	12,711	0.02
EUR	845,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.6% 01/06/2026	980,454	1.66	USD	2,931,110 GNMA, IO, FRN, Series 2012-152 'IO' 0.73% 16/01/2054	159,930	0.27
EUR	320,000 Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 01/09/2044	551,758	0.93	USD	27,413 Impac Secured Assets Trust, FRN, Series 2006-1 '2A2' 0.934% 25/05/2036	24,792	0.04
Malaysia		914,237	1.55	USD	240,000 Kraft Heinz Foods Co. 5.375% 10/02/2020	268,136	0.45
MYR	3,712,000 Malaysia Government Bond 3.654% 31/10/2019	914,237	1.55	USD	310,000 NBCUniversal Media LLC 5.95% 01/04/2041	420,236	0.71
Poland		177,421	0.3	USD	18,710 Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2013-3 'C' 1.81% 15/04/2019	18,754	0.03
PLN	590,000 Poland Government Bond 5.75% 25/10/2021	177,421	0.3	USD	95,000 Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2014-1 'C' 2.36% 15/04/2020	95,717	0.16
Spain		889,233	1.5	USD	1,500,000 US Treasury Bill 0% 03/11/2016	1,499,640	2.54
EUR	196,000 Spain Government Bond 5.5% 30/04/2021	274,037	0.46	USD	1,150,000 US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/07/2026	1,169,393	1.98
EUR	505,000 Spain Government Bond 1.95% 30/07/2030	615,196	1.04				
Switzerland		1,524,162	2.58				
USD	1,000,000 Credit Suisse AG, FRN 1.442% 29/01/2018	1,001,280	1.69				
EUR	414,000 UBS AG 3.875% 02/12/2019	522,882	0.89				
United Kingdom		479,906	0.81				
USD	467,000 Lloyds Banking Group plc, Reg. S 4.582% 10/12/2025	479,906	0.81				
United States of America		8,682,541	14.7				
USD	250,000 Apple, Inc. 4.45% 06/05/2044	281,555	0.48				
USD	111,558 Beacon Container Finance LLC, Series 2012-1A 'A', 144A 3.72% 20/09/2027	110,380	0.19				
USD	280,000 Comcast Corp. 6.4% 15/05/2038	393,295	0.67				
USD	628,629 FNMA AB8897 3% 01/04/2043	655,681	1.11				
USD	139,915 FNMA AB9341 3% 01/05/2043	146,477	0.25				
USD	467,298 FNMA AR7218 3% 01/06/2043	489,038	0.83				
USD	334,400 FNMA AS0203 3% 01/08/2043	350,084	0.59				
USD	500,231 FNMA AS0205 3% 01/08/2043	522,921	0.88				
USD	586,464 FNMA AU1628 3% 01/07/2043	611,697	1.04				
					Total Transferable Securities and Money Market Instruments dealt on another Regulated Market	18,557,776	31.41
					Total Investments	56,560,255	95.74
					Other Net Assets	2,516,842	4.26
					Net Asset Value	59,077,097	100

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2016

Appendix I - Audited TER for the Year Ended 30 September 2016

Sub-Fund Name	Class	TER	TER Cap *
Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open	B Distribution	1.81%	1.78%

* Please refer to the Expense subsidy section of the Notes to the Financial Statements for the details of TER Cap.

（ 2 ） 【2015年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2015年9月30日現在

シュローダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	77,390,530	9,015,223
未実現（損失）*	(1,184,664)	(138,002)
有価証券時価	76,205,866	8,877,221
現金預金		
現金預金	1,352,742	157,581
未収利息	780,009	90,863
未収雑費および前払費用	30,098	3,506
資産合計	78,368,715	9,129,172
負債		
未払買戻金	79,664	9,280
未払投資運用報酬	22,752	2,650
その他の未払金	103,212	12,023
負債合計	205,628	23,954
純資産総額	78,163,087	9,105,218
純資産価額		
2015年9月30日現在	78,163,087	9,105,218
2014年9月30日現在	130,835,835	15,241,066
2013年9月30日現在	136,769,254	15,932,250
発行済受益証券		
2015年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	9,248,294口
2014年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	14,110,395口
2013年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	14,358,955口
受益証券1口当たり純資産価格		
2015年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	8.45 984円
2014年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	9.27 1,080円
2013年9月30日現在	クラスB（米ドル）受益証券	9.53 1,110円
未実現利益 / （損失）の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	1,758,760	204,878
投資有価証券に係る未実現（損失）	(2,943,424)	(342,879)

* 計算の内訳については、未実現利益 / （損失）の表を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

運用計算書

2015年9月30日終了年度

シュローダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

	米ドル	千円
収益		
銀行利息	2,408	281
債券利息	3,288,016	383,021
収益合計	3,290,424	383,301
費用		
管理・管理事務代行報酬	120,186	14,000
投資運用報酬	367,102	42,764
銀行費用および利息費用	108	13
保管受託報酬	18,219	2,122
年次税	52,444	6,109
販売報酬	1,321,566	153,949
その他の費用	10,488	1,222
費用合計	1,890,113	220,179
費用補助	23,031	2,683
投資純利益	1,423,342	165,805

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産変動計算書

2015年9月30日終了年度

シュロダー・グローバル・
ボンド・オープン

米ドル 千円

投資純利益*	1,423,342	165,805
実現純利益 / (損失)**		
有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)	(2,244,089)	(261,414)
為替予約契約に係る実現純利益 / (損失)	(1,357)	(158)
先物契約に係る実現純利益 / (損失)	(9,805)	(1,142)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益 / (損失)	(308,235)	(35,906)
実現純(損失)	(2,563,486)	(298,620)
未実現(損失)の純変動		
投資に係る未実現(損失)の純変動	(3,599,871)	(419,349)
先物契約に係る未実現(損失)の純変動	(2,125)	(248)
その他の純資産の外国為替に係る未実現(損失)の純変動	(92,272)	(10,749)
未実現(損失)の純変動	(3,694,268)	(430,345)
運用による純資産総額の純変動	(4,834,412)	(563,161)
受益証券発行純収入	4,786,937	557,630
受益証券買戻支払金	(47,647,754)	(5,550,487)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	(4,977,519)	(579,831)
期中純資産減少額	(52,672,748)	(6,135,848)
期首現在純資産	130,835,835	15,241,066
期末現在純資産	78,163,087	9,105,218
実現利益 / (損失)の内訳***		
有価証券売却に係る実現利益	1,553,872	181,011
有価証券売却に係る実現(損失)	(3,797,961)	(442,424)
為替予約契約に係る実現利益	12,891	1,502
為替予約契約に係る実現(損失)	(14,248)	(1,660)
先物契約に係る実現利益	9,217	1,074
先物契約に係る実現(損失)	(19,022)	(2,216)

* 投資純利益の計算については、運用計算書を参照のこと。

** 計算の内訳については、実現利益 / (損失)の表を参照のこと。

*** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2015年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）（改正済）のパートの規定により規制される投資信託としての要件を充足し、かつ、ルクセンブルグの2013年7月12日法の第1条39項の意義の範囲内において、オルタナティブ投資ファンドとしての要件を充足する。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。本財務書類は、投資信託に関してのルクセンブルグの規制に従って作成されている。

受益証券のクラス

2015年9月30日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン クラスB（米ドル）受益証券

申込手数料および販売報酬

クラスB受益証券について、申込手数料は徴収されない。*

かかるクラスは、純資産価額の年率1.26%の販売報酬の対象となる。

投資者は、サブ・ファンドのクラスB受益証券の取得に際し、購入時の申込手数料を徴収されない。代わりに、ファンドの目論見書に記載された条件付後払手数料（「C D S C」）を管理会社に支払わなければならないことがある。2010年7月1日以降のファンドの手数料支払代行会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイであることに留意されたい。

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

最低当初申込口数および最低保有口数は100口である。

最低追加申込口数は10口である。

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

* 「純資産価額 / ファンド資産の評価」に記載の関連する注記を参照のこと。

設立費

ファンドの設立費（印刷費、法的費用、ならびにファンドの設定および運用開始に係るその他の費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。当年度の設立費は、2015年9月30日現在全額償却済みである。

年次投資運用報酬

投資運用会社は、その業務への報酬として、投資運用報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、ポートフォリオの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。当期のクラスB受益証券の報酬料率は、純資産価額に対して年率0.35%であった。

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

費用補助

管理・管理事務代行報酬、保管受託報酬、販売報酬、投資運用報酬および法定費用は、ファンドの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月支払われる。当該報酬は、当期においてサブ・ファンドに適用され、ファンドの純資産価額の1.78%を上限とされた。当期中、管理会社は、かかる報酬の上限額を遵守するため、ファンドに対して補助金を支出した。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真正な価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

有価証券、金融デリバティブ商品および資産の評価額は、証券取引所、またはこれらの有価証券もしくは資産が取引されるもしくは取引を認められている他の規制ある市場での最終入手可能価格に基づき決定される。かかる有価証券またはその他の資産が、一もしくは複数の証券取引所または他の規制ある市場で値付けされるまたは取り扱われている場合、管理会社の取締役会は、証券取引所または他の規制ある市場が有価証券またはその他の資産の価格提供に使用される優先順位について規則を定める。

有価証券が公認の証券取引所または他の規制ある市場で取引されておらず、または上場や取引を認められていない場合、またはそのように取引されるもしくは取引を認められている有価証券の最終入手可能価格が真正な価値を反映していない場合、管理会社の取締役会は、慎重かつ誠実に評価される予想販売価格に基づき手続を行うことを要求される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券については、容易に入手可能なすべての情報に基づき評価される。かかる情報には、管理会社が、投資対象証券の真正な価値を反映するため、誠実に決定した評価技法が含まれることがあり、適切な場合には、かかる譲渡性のある有価証券の発行体が指定する評価技法に従う。

ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産または負債は、銀行またはその他の信頼できる金融機関により値付けされている関連スポット・レートを用いて換算される。

投資有価証券売却に係る実現利益および損失

投資有価証券売却に係る実現利益および損失は、平均原価法で決定され、取引費用に含まれる。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

分配金

当年度中、当社は、以下の分配金の分配を行った。

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり り分配金
2014年10月14日	2014年10月15日	2014年10月20日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2014年11月10日	2014年11月11日	2014年11月14日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2014年12月10日	2014年12月11日	2014年12月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年 1 月13日	2015年 1 月14日	2015年 1 月20日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年 2 月12日	2015年 2 月13日	2015年 2 月18日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年 3 月10日	2015年 3 月11日	2015年 3 月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年 4 月13日	2015年 4 月14日	2015年 4 月17日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年 5 月11日	2015年 5 月12日	2015年 5 月18日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり り分配金
2015年6月10日	2015年6月11日	2015年6月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年7月13日	2015年7月14日	2015年7月17日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年8月10日	2015年8月11日	2015年8月14日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2015年9月10日	2015年9月11日	2015年9月16日	シュローダー・S M B C グ ローバル・ボンド・シリーズ シュローダー・グローバル・ ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。保管銀行の取引費用は、運用計算書の「保管報酬」において表示されている。シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズは債券型ファンドであり、ブローカー手数料はスプレッドに含まれるため、かかる項目には追加の数字は開示されない。スプレッドは、欧州議会および理事会通達2009/65/EC 別紙の第5章スケジュールBに従い、計算から除外されている。

[次へ](#)

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Statement of Net Assets as at 30 September 2015

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
ASSETS	
Investments	
Securities at cost	77,390,530
Unrealised (depreciation) *	<u>(1,184,664)</u>
Securities at Market Value	<u>76,205,866</u>
Cash at banks	1,352,742
Interest receivable	780,009
Sundry receivables and prepayments	<u>30,098</u>
TOTAL ASSETS	<u>78,368,715</u>
LIABILITIES	
Payables for redemptions	79,664
Management fees payable	22,752
Other payables and accruals	<u>103,212</u>
TOTAL LIABILITIES	<u>205,628</u>
TOTAL NET ASSETS	<u>78,163,087</u>
Net Asset Value	
as at 30 September 2015	78,163,087
as at 30 September 2014	130,835,835
as at 30 September 2013	136,769,254
Units Outstanding	
as at 30 September 2015	Class B Dis (USD) 9,248,294
as at 30 September 2014	Class B Dis (USD) 14,110,395
as at 30 September 2013	Class B Dis (USD) 14,358,955
Net Asset Value per Unit	
as at 30 September 2015	Class B Dis (USD) 8.45
as at 30 September 2014	Class B Dis (USD) 9.27
as at 30 September 2013	Class B Dis (USD) 9.53

* Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Statement of Net Assets as at 30 September 2015 (cont)

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT	
Unrealised appreciation on investments	1,758,760
Unrealised (depreciation) on investments	(2,943,424)

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Statement of Operations for the Year Ended 30 September 2015

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
INCOME	
Bank interest	2,408
Bond interest	3,288,016
Total Income	3,290,424
EXPENSES	
Administration fees	120,186
Management fees	367,102
Bank and interest charges	108
Custodian fees	18,219
Taxe d'abonnement	52,444
Distribution fees	1,321,566
Other Expenses	10,488
Total Expenses	1,890,113
Expense Subsidy	23,031
NET INVESTMENT INCOME	1,423,342

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2015

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
NET INVESTMENT INCOME *	1,423,342
Net realised gains/(losses) **	
on securities sold	(2,244,089)
on forward foreign exchange contracts	(1,357)
on futures contracts	(9,805)
on foreign exchange on other net assets	(308,235)
NET REALISED (LOSS)	(2,563,486)
Net change in unrealised (depreciation)	
on investments	(3,599,871)
on futures contracts	(2,125)
on foreign exchange on other net assets	(92,272)
NET CHANGE IN UNREALISED (DEPRECIATION)	(3,694,268)
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(4,834,412)
Net proceeds from issue of units	4,786,937
Payment for units redeemed	(47,647,754)
Dividends declared for the year from net investment income	(4,977,519)
Decrease in Net Assets for the Year	(52,672,748)
Net Assets at the beginning of the year	130,835,835
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	78,163,087

* Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income.

** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2015

	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT ***	
Realised gains on securities sold	1,553,872
Realised (losses) on securities sold	(3,797,961)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	12,891
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(14,248)
Realised gains on futures contracts	9,217
Realised (losses) on futures contracts	(19,022)

*** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 12 to 14 form an integral part of these financial statements.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2015

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertakings for collective investment (the '2010 law') and as an Alternative Investment Fund within the meaning of article 1 (39) of the Luxembourg law of 12 July 2013. The Fund has been established for an undetermined period and may further issue several classes of units in each sub-fund. The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investments.

Classes of Units

There was one class of units available for investment as at 30 September 2015:
Schroder Global Bond Open Class B Dis (USD).

Initial and Distribution Charges

There are no Initial Charges on B Units *.

The B Units are subject to a Distribution Charge of 1.26% of the Net Asset Value per annum.

No initial charge is paid by an Investor on the acquisition of B Units of the Sub-Fund. Instead a contingent deferred sales charge ('CDSC') may be payable to the Management Company as described in the prospectus of the Fund. Please note that since 1 July 2010, Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. is the commission paying agent for the Fund.

Minimum Subscription Amount, Minimum Additional Subscription Amount and Minimum Holding Amount

The minimum initial subscription and the minimum holding amount is 100 units.

The minimum additional subscription amount is 10 units.

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

* Please refer to the related note under the caption, 'Net Asset Value / Valuation of the Assets of the Fund'.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2015 (cont)

Formation Expenses

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, legal fees, and other costs associated with the setting up and launching of the Fund are amortised over a period not exceeding five years. The formation costs for the year under review were fully amortised as at 30 September 2015.

Annual Management Fee

The Management Company is entitled to receive a management fee as remuneration for its services. Such fee is calculated and accrued daily in reference to the net asset value of the portfolio and paid monthly in arrears. The rate for the year under review for B Units was 0.35% of Net Asset Value per annum.

This fee may be waived at the discretion of the Management Company.

Expense subsidy

The administration fees, custodian fees, distribution fees, management fees and statutory fees are calculated and accrued daily by reference to the Net Asset Value of the Fund and are paid monthly. These fees which were applied to the sub-funds during the year under review, were capped at a maximum rate of 1.78% of the Net Asset Value of the Fund. During the year under review, the Management Company subsidised the Fund in order to comply with the cap on the above mentioned fees.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value (' NAV ') per unit of each class is calculated on each Dealing Day, and expressed in the currency of the relevant sub-fund or class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent), by the number of units of such class then in issue. The resulting sum is rounded to the nearest two decimal places. Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific sub-fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2015 (cont)

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

The value of securities, financial derivative instruments and assets is determined on the basis of the last available price on the stock exchange or any other regulated market on which those securities or assets are traded or admitted for trading. Where such securities or other assets are quoted or dealt in on more than one stock exchange or any other regulated market, the Directors of the Management Company shall make regulations for the order of priority in which stock exchanges or other regulated markets shall be used for the provision of prices of securities or other assets.

If a security is not traded on or admitted to any official stock exchange or any other regulated market or, in the case of securities so traded or admitted, the last available price does not reflect their true value, the Directors of the Management Company are required to proceed on the basis of their expected sales price, which shall be valued with prudence and in good faith.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest available reported Net Asset Value. The latest reported Net Asset Value may be adjusted to reflect market movements since the date of the report in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company. Purchases and sales of investments are recognised on the trade date.

For other transferable securities not dealt on a regulated market, the valuation is based on all readily available data, which may involve valuation techniques determined in good faith by the Management Company to reflect the true value of the underlying security, and where applicable in accordance with valuation methods identified by the underlying issuer of such transferable securities.

Any assets or liabilities in currencies other than the base currencies of the Fund will be converted using the relevant spot rate quoted by a bank or other responsible financial institution.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2015 (cont)

Realised gains and losses on sales of investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transactions costs.

Changes in the sub-fund

A list, specifying the total purchases and sales, which took place during the year under review may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Taxation

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg each sub-fund is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly.

No capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment. Under present law neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax.

Schroder SMBC Global Bond Series Audited Annual Report 30 September 2015

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2015 (cont)

Dividends

During the year under review, the Fund made the following dividend distributions:

Record Date	Ex-dividend Date	Payment Date	Fund	Currency	Dividend per Unit
14-Oct-2014	15-Oct-2014	20-Oct-2014	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Nov-2014	11-Nov-2014	14-Nov-2014	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Dec-2014	11-Dec-2014	16-Dec-2014	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
13-Jan-2015	14-Jan-2015	20-Jan-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
12-Feb-2015	13-Feb-2015	18-Feb-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Mar-2015	11-Mar-2015	16-Mar-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
13-Apr-2015	14-Apr-2015	17-Apr-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
11-May-2015	12-May-2015	18-May-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Jun-2015	11-Jun-2015	16-Jun-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
13-Jul-2015	14-Jul-2015	17-Jul-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Aug-2015	11-Aug-2015	14-Aug-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035
10-Sep-2015	11-Sep-2015	16-Sep-2015	Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open B Distribution	USD	0.035

Disclosure of Transaction Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. Custodian transaction costs are shown in the Statement of Operations under 'Custodian Fees'. As Schroder SMBC Global Bond Series is a bond fund, no additional figure will be disclosed in this paragraph since broker commission fees are included in the spread, which is excluded from the calculation pursuant to Annex I, Schedule B, Chapter V of Directive 2009/65/EC of the European Parliament.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年12月末日現在)

	米ドル(を除く)	千円(およびVを除く)
資産総額	52,232,563.44	6,084,571
負債総額	121,075.03	14,104
純資産総額(-)	52,111,488.41	6,070,467
発行済口数	6,740,039口	
1口当たり純資産価格(/)	7.73	900円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L-1736、ハーヘンホフ通り5番

日本における受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は12,867,093ユーロ（約15億7,879万円）で、平成28年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,477株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

平成23年12月末日	資本金額：12,650,000ユーロ
平成24年11月23日	資本金額：12,807,744ユーロ
平成24年12月13日	資本金額：12,867,093ユーロ
平成24年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
平成25年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
平成26年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
平成27年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
平成28年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
提出日現在	資本金額：12,867,093ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および/または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、委託取締役1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは各取締役の省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で

行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるEメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行なうことができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行なうことができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行なうことができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

管理会社の取締役は、ファンドの運用（ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む。）について責任を負う。その全体的責任および管理に従い、管理会社は、ルクセンブルグ投信法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) ルクセンブルグ投信法第101条第(2)項および別紙 に基づく、EU通達2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの管理ならびにその他のルクセンブルグ籍および外国籍のUCIの更なる管理。
- 2) 2013年法第5条第(2)項および別紙 に基づく、AIFMDに規定されたルクセンブルグ籍および外国籍のAIF向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することもできる。

管理会社は、一般的に、ルクセンブルグ投信法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、平成28年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	6	104,359,494,761ユーロ
	契約型投資信託	3	1,427,201,488ユーロ
		1	92,297,171英ポンド
ケイマン諸島	有限責任会社（LLC）	1	166,849,419ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.70円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

シュロダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
有形固定資産					
その他付属品、ツールおよび機器	3	4,014,388	492,565	2,599,131	318,913
金融固定資産					
固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品	4	871,967	106,990	645,867	79,248
流動資産					
債権					
売掛金：					
1年以内期限到来	8	95,815,689	11,756,585	88,427,921	10,850,106
関係会社への債権：					
1年以内期限到来	5	22,286,195	2,734,516	52,490,833	6,440,625
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品					
その他の譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	6	3,211,669	394,072	2,891,370	354,771
現金預金、郵便振替貯金、当座預金および手元現金		89,445,378	10,974,948	90,684,183	11,126,949
前払金	7	1,577,214	193,524	1,422,232	174,508
資産合計		217,222,500	26,653,201	239,161,537	29,345,121

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
負債					
資本金および準備金					
払込資本金	9, 10	12,867,093	1,578,792	12,867,093	1,578,792
資本剰余金および類似の剰余金	10	254,440	31,220	254,440	31,220
再評価積立金		252,185	30,943	275,812	33,842
準備金					
法定準備金		1,286,709	157,879	1,286,709	157,879
その他の準備金	10, 12, 18	10,264,320	2,486,432	9,712,350	1,191,705
繰越利益	10	-	-	1,042,945	127,969
当期利益		125,751,354	15,429,691	148,509,025	18,222,057
中間配当金		(107,000,000)	(13,128,900)	(142,000,000)	(17,423,400)
非劣後債務					
買掛金：					
1年以内期限到来	13	88,471,988	10,855,513	78,464,824	9,627,634
関係会社に対する債務					
1年以内期限到来	5	63,067,048	7,738,327	114,987,070	14,108,913
税金および社会保証債務					
税金債務		7,382,326	905,811	2,241,894	275,080
社会保証債務		717,346	88,018	792,379	97,225
その他の債務：					
1年以内期限到来		13,907,691	1,706,474	10,726,996	1,316,202
1年を超えて期限到来					
負債合計		217,222,500	26,653,201	239,161,537	29,345,121

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日終了年度

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他の外部費用	14	49,830,542	6,114,208	38,311,196	4,700,784
人件費	17				
給料および賃金		25,965,678	3,185,989	25,272,970	3,100,993
給料および賃金にかかる社会保障費		2,117,706	259,843	2,319,751	284,633
補足年金費用		1,650,967	202,574	1,531,678	187,937
その他の社会保障費		1,480,694	181,681	1,431,256	175,615
		<u>31,215,045</u>	<u>3,830,086</u>	<u>30,555,655</u>	<u>3,749,179</u>
以下にかかる評価調整：					
創業費ならびに有形および無形固定資産	3	1,166,426	143,120	723,136	88,729
金融固定資産にかかる評価調整および公正価値調整	4	-	-	1,443,624	177,133
以下にかかる利息およびその他の金融費用：					
その他の利息および類似の金融費用		166,173	20,389	101,800	12,491
法人所得税	16	<u>24,151,044</u>	<u>2,963,333</u>	<u>19,945,216</u>	<u>2,447,278</u>
当期利益		<u>125,751,354</u>	<u>15,429,691</u>	<u>148,509,025</u>	<u>18,222,057</u>
費用合計		<u>232,280,584</u>	<u>28,500,828</u>	<u>238,589,652</u>	<u>29,274,950</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日終了年度

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
純売上	15	226,011,785	27,731,646	228,310,593	28,013,710
以下にかかる評価調整の戻入れ:					
流動資産		33,979	4,169	64,311	7,891
その他の営業利益		4,133,928	507,233	2,860,129	350,938
以下により生じる金融流動資産からの収益:					
金融流動資産からのその他の収益		67,638	8,299	-	-
以下により生じるその他の利息およびその他の金融収益:					
関係会社		23,134	2,839	45,641	5,600
その他の利息および類似の金融収益		2,010,120	246,642	8,308,978	1,019,512
収益合計		<u>232,280,584</u>	<u>28,500,828</u>	<u>239,589,652</u>	<u>29,397,650</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2015年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下として活動する。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスならびにシュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、特化型投資信託であるシュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有する、セクアエロ・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドならびにセクアエロ・アイエルエス・マスター・ファンド リミテッドの投資運用会社および名義書換事務代行会社。

当社はまた、以下のオルタナティブ投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社である。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ、シュローダー・インベストメント・ファンド、シュローダー・セレクション・ファンド、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ、シュローダー・マッチング・プラス、セクアエロ・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドおよびセクアエロ・アイエルエス・マスター・ファンド リミテッド。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な名義書換事務代行、管理事務、監督、レポートングおよび会計業務を提供している。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデンおよびオランダに支店を有している。これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート 31番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当年次財務書類は、公正価値で評価される譲渡性のある有価証券を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、当年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律（改正済）の第64条(1)から(5)において認められるとおり、譲渡性のある有価証券に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

2.1.1 比較財務データの表示

比較の理由から、比較数値に一定の再分類がなされた。しかし、これらの再分類は、純損益および純資本に影響を及ぼさなかった。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 有形固定資産

有形固定資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて有形固定資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

- コンピュータ機器 25%から33%
- 通信機器 20%
- 付帯設備 20%

2.2.2 外国通貨換算

ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、実勢為替相場の月間平均でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

2.2.3 譲渡性のある有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。取得原価と直近の公正価値との差額を反映するため、当社の準備金には再

評価にかかる準備金が含まれる。譲渡性のある有価証券の処分時には、準備金として保有される関連金額が実現され、かかる損益は損益計算書において計上される。

2.2.4 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.5 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.6 前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.7 債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.8 純売上

手数料収入は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

3.有形固定資産

2015年度の有形固定資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の改良 費およびその他の 付帯設備 (ユーロ)	コンピュータ、 オフィス機器 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
簿価総額 - 2015年1月1日	5,205,514	5,417,176	10,622,690
当期追加	1,452,535	1,131,189	2,583,724
当期除却	-	(35,097)	(35,097)
簿価総額 - 2015年12月31日	6,658,049	6,513,268	13,171,317
累計評価額調整 - 2015年1月1日	(4,024,635)	(3,998,924)	(8,023,559)
当期分配	(487,351)	(679,075)	(1,166,426)
当期戻入れ	-	33,056	33,056
累計評価額調整 - 2015年12月31日	(4,511,986)	(4,644,943)	(9,156,929)
簿価純額 - 2015年1月1日	1,180,879	1,418,252	2,599,131
簿価純額 - 2015年12月31日	2,146,063	1,868,325	4,014,388

4.金融固定資産

かかる金額（871,967ユーロ）は、当社からシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料（「C D S C」）の資金調達に関するものである。資金調達は、60か月超の期間にわたり償却される。

	金融固定資産 (ユーロ)
簿価総額 - 2015年1月1日	3,762,734
当期追加	1,154,421
当期処分	(1,316,647)
簿価総額 - 2015年12月31日	3,600,508
累計評価額調整 - 2015年1月1日	(3,116,867)
当期分配	(1,204,502)
過年度の調整	1,040,274
当期戻入れ	552,554
累計評価額調整 - 2015年12月31日	(2,728,541)
簿価純額 - 2015年1月1日	645,867
簿価純額 - 2015年12月31日	871,967

5. 関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。当社は、各種市場金利を参照に、ユーロ、米ドルおよび英ポンド残高にかかる利息を得ている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2015年 (ユーロ)	20134年 (ユーロ)
シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	シュローダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	21,348,287	52,347,542
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	937,908	143,291
合計		22,286,195	52,490,833

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2015年 (ユーロ)	2014年 (ユーロ)
シュロダー・インターナショナル・ファイナンス	親会社に対する中間配当金の手配	22,000,000	77,000,000
シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	14,883,391	14,036,618
シュロダー・インベストメント・マネージメント・香港	投資運用および販売取扱業務	8,241,092	12,135,077
シュロダーズ・イタリー・シュロダー・インベストメント・マネージメント・エス・ピー・エー	販売取扱業務	4,438,151	2,462,294
シュロダー・インベストメント・マネージメント・スイス・エーゲー	投資運用および販売取扱業務	3,109,010	1,500,346
シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ	投資運用および販売取扱業務	2,167,162	976,788
シュロダー・インベストメント・マネージメント・ジャパン	投資運用および販売取扱業務	1,369,270	838,535
シュロダー・インベストメント・マネージメント・ジャーマニー・GmbH	販売取扱業務	1,326,256	1,107,270
その他	投資運用および販売取扱業務	5,532,716	4,930,142
合計		63,067,048	114,987,070

6. 譲渡性のある有価証券

	2015年 (ユーロ)	2014年 (ユーロ)
簿価総額 - 期初	2,579,612	2,518,374
当期追加	965,718	863,709
当期処分	(660,038)	(802,471)
簿価総額 - 期末	2,885,292	2,579,612
時価評価による影響	326,377	311,758
時価 - 期末	3,211,669	2,891,370

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける組入投資有価証券により構成される。通常、これらの組入れは、新商品（例：シード・キャピタル）の設立目的で行われ、商品が一定の規模に達するまで保持される。

7. 前払金

繰延資産は、主に以下により構成される。

	2015年 (ユーロ)	2014年 (ユーロ)
コンピュータ・ハードウェア維持費用	374,147	452,999
年金費用	262,237	265,450
電子情報サービス	225,426	182,596
コンピュータ・ソフトウェア維持費用	153,953	173,597
賃貸料	174,520	101,822
その他	386,931	245,768
合計	1,577,214	1,422,232

8. 売掛金

売掛金は以下に詳述される。

	2015年 (ユーロ)	2014年 (ユーロ)
管理報酬	67,368,857	66,077,318
名義書換事務代行報酬	13,544,224	13,384,409
販売報酬	6,141,273	6,682,089
成功報酬	6,368,581	709,995
その他の未収金純額 - 名義書換事務代行活動	1,079,229	636,784
その他	1,313,525	937,326
合計	95,815,689	88,427,921

9. 払込資本金

2012年12月31日現在、払込資本金は、16,477株の全額払込済無額面株式により表章された。2012年11月14日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの資産取得の一環として、202株を発行した。同様に、2012年11月27日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイの資産取得時に、76株を追加発行した。

10. 準備金および損益項目の当期変動

2015年4月21日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2014年の損益が割当られた。2015年8月16日付および2016年1月29日付の取締役会における85,000,000ユーロおよび22,000,000ユーロの中間配当金分配の決定に従い、両方とも2015年について、2015年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金 (ユーロ)	株主資本	資本剰余金	法定準備金	再評価にかかる準備金	再評価にかかる外国為替準備金	その他の準備金	前期繰越利益	中間配当金	配当金分配	当会計年度利益	資本金および準備金 (ユーロ)
2014年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	311,758	(35,946)	9,712,350	1,042,945	(142,000,000)	-	148,509,025	31,948,374
利益の割当	-	-	-	-	-	(313,825)	(177,150)	142,000,000	7,000,000	(148,509,025)	-
その他の追加準備金割当	-	-	-	-	-	865,795	(865,795)	-	-	-	-
配当金および中間配当金の分配	-	-	-	-	-	-	-	(107,000,000)	(7,000,000)	-	(114,000,000)
再評価にかかる準備金	-	-	-	14,619	-	-	-	-	-	-	14,619
再評価にかかる外国為替準備金	-	-	-	-	(38,246)	-	-	-	-	-	(38,246)
2015年度利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125,751,354	125,751,354
2015年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	326,377	(74,192)	10,264,320	-	(107,000,000)	-	125,751,354	43,676,101

254,440ユーロにのぼる資本剰余金は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの合併を受けて資本金が増加したことに起因する。これは、発行済株式の額面価格と被取得会社の簿価との差額に相当する。

11. 法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

12. その他の準備金

2001年12月31日まで効力のあった税法に準拠して、当社は、法人所得税額に対して純資産税を貸方に計上した。

2002年1月1日より効力を有する新税法に準拠し、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。

割当がなされた年度の翌年より5年間、その他の準備金を分配することはできない。

13. 買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

14. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下により構成される。

	2015年 (ユーロ)	2014年 (ユーロ)
マーケティング費用	15,659,313	12,551,761
一般管理費	4,910,512	5,561,264
情報技術費用	10,592,074	7,360,188
製品開発費	2,815,819	4,682,811
レンタル費用および建築費	2,692,934	2,447,698
通信費	1,665,595	1,664,266
法務および専門家報酬	1,903,441	1,572,582
保険料	771,464	795,014
ファンド助成金	474,848	651,800
その他の営業費用	1,176,733	110,850
控除対象外の付加価値税	7,167,809	912,962
合計	49,830,542	38,311,196

15. 純売上高

業務活動のカテゴリー毎および地域別市場毎の純売上高の内訳の表示は、当社にとって深刻な不利益となる可能性があるというその性質により、省略されている。

16. 法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9188MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（GIIN）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たす。スポンサー事業体としての役割を果たす上で、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、4R1MT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

17. 社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が261,257人、取締役が4人であった。

18. 経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

2015年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

19. 経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

当社は、2015年度中、取締役に対して、いかなる貸付金も付与しなかった。

20. 配当可能準備金

	2015年 (ユーロ)
2014年12月31日現在前期繰越残高	865,795
その他の追加準備金割当	(865,795)
当年度利益	125,751,354
中間配当金	(107,000,000)
2010年の準備金からの戻入れ	1,829,875
2016年の準備金からの増加	(2,216,725)
第一の柱である増資	(1,000,000)
オルタナティブ投資ファンドの補償	(500,000)
合計	<u>16,864,504</u>

取締役会は、120,000,000ユーロ（そのうち85,000,000ユーロは2015年度に支払済みであり、また、22,000,000ユーロは2016年度に中間配当金として支払われる予定である。）にのぼる2014年度の配当金を予定している。これは、承認のため2016年4月19日の年次株主総会に提出されることになっている。承認された場合の配当可能準備金への影響は、以下の通りである。

	2015年 (ユーロ)
予定最終配当金	13,000,000
当期繰越利益	3,864,504
合計	<u>16,864,504</u>

21. オフ・バランスシート・コミットメント

当社は、2019年9月30日まで、その敷地・建物についての賃貸借を行っている。当該契約期間における固定賃料の支払額は、年間1,373,857ユーロであるが、年間指数に関する増額の対象となっている（2013年12月31日現在：1,344,905ユーロ）。

22. 後発事象

現在までに生じた、当年次財務書類に影響を及ぼす重大な後発事象はない。

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2015

	<u>Notes</u>	31.12.2015	31.12.2014
ASSETS		EUR	EUR
FIXED ASSETS			
Tangible fixed assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	4,014,388	2,599,131
Financial fixed assets			
Securities and other financial instruments held as fixed assets	4	871,967	645,867
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables:			
becoming due and payable within one year	8	95,815,689	88,427,921
Amounts owed by affiliated undertakings:			
becoming due and payable within one year	5	22,286,195	52,490,833
Transferable securities and other financial instruments			
Other transferable securities and other financial instruments	6	3,211,669	2,891,370
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand		89,445,378	90,684,183
PREPAYMENTS	7	1,577,214	1,422,232
Total Assets		217,222,500	239,161,537

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2015 (Cont.)

	<u>Notes</u>	31.12.2015	31.12.2014
		EUR	EUR
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	9, 10	12,867,093	12,867,093
Share premium and similar premiums	10	254,440	254,440
Revaluation reserves		252,185	275,812
Reserves			
Legal reserve		1,286,709	1,286,709
Other reserves	10, 12, 18	10,264,320	9,712,350
Profit or loss brought forward	10	-	1,042,945
Profit or loss for the financial year		125,751,354	148,509,025
Interim dividends	10, 18	(107,000,000)	(142,000,000)
NON-SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	13	88,471,988	78,464,824
Amounts owed to affiliated undertakings:			
becoming due and payable within one year	5	63,067,048	114,987,070
Tax and social security debts			
Tax debts		7,382,326	2,241,894
Social security debts		717,346	792,379
Other creditors:			
becoming due and payable within one year		13,907,691	10,726,996
becoming due and payable after more than one year			
TOTAL LIABILITIES		217,222,500	239,161,537

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for the year ended December 31, 2015

	<u>Notes</u>	31.12.2015	31.12.2014
CHARGES		EUR	EUR
Other external charges	14	49,830,542	38,311,196
Staff costs	17		
Salaries and wages		25,965,678	25,272,970
Social security on salaries and wages		2,117,706	2,319,751
Supplementary pension costs		1,650,967	1,531,678
Other social costs		1,480,694	1,431,256
		<u>31,215,045</u>	<u>30,555,655</u>
Value adjustments:			
on formation expenses and on tangible and intangible fixed assets	3	1,166,426	723,136
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	4	-	1,443,624
Interest and other financial charges:			
other interest and similar financial charges		166,173	101,800
Income Tax	16	24,151,044	19,945,216
Profit for the financial year		<u>125,751,354</u>	<u>148,509,025</u>
TOTAL CHARGES		232,280,584	239,589,652
INCOME			
Net turnover	15	226,011,785	228,310,593
Reversal of value adjustments:			
on current assets		33,979	64,311
Other operating income		4,133,928	2,860,129
Income from financial current assets:			
other income from financial current assets		67,638	-
Other interest and other financial income:			
derived from affiliated undertakings		23,134	45,641
other interest and similar financial income		2,010,120	8,308,978
TOTAL INCOME		232,280,584	239,589,652

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015

1 - General information

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a “Société Anonyme” for an unlimited period.

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010 as amended.

The Company acts as:

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, Schroder Alternative Solutions and Schroder Global Alternative Investor Access, Schroder Global Alternative Investor Access II, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fond commun de placement;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Investment Fund a specialised investment fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg that qualifies as a fond commun de placement;

The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fond commun de placement;

The management company, the domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder SMBC Global Bond Series which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fond commun de placement;

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

1 General information (cont.)

The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The investment manager and transfer agent for the Secquaero ILS Fund Ltd fund and Secquaero ILS Master Fund I Limited, which are open ended investment companies organised under the laws of Cayman Islands and qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2012 Revision) of the Cayman Islands;

The Company is also the Alternative Investment Fund Manager for the following Alternative Investment Funds: Schroder Alternative Solutions, Schroder Real Estate Fund of Funds, Schroder Investment Fund, Schroder Selection Fund, Schroder SMBC Global Bond Series, Schroder Matching Plus, Secquaero ILS Fund Ltd fund and Secquaero ILS Master Fund I Limited.

The Company also provides various transfer agent, administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden and the Netherlands. The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 31 Gresham Street, London, England, EC2V 7QA and the consolidated accounts are available at that address.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities which have been valued at fair value.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects of the Company's activity and also to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schrodgers Plc., the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the transferable securities as permitted in art 64bis (1) to (5) of the law of December 19, 2002 as amended.

2.1.1 Presentation of the comparable financial data

For comparative reasons, certain reclassifications have been made to the comparative figures. These reclassifications have however no impact on the net result and net equity.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

2.2.1 Tangible Fixed assets

The cost of tangible fixed assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of tangible fixed assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are:

Computer equipment	25% to 33%
Communication equipment	20%
Fixtures and fittings	20%

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

2.2.2 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at a monthly average exchange rate. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

2.2.3 Transferable securities

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value. A revaluation reserve is included in the Company's reserves to reflect the difference between their cost and their last fair value. The disposal of any transferable security will crystallise the related amounts held in the reserve and this gain or loss will be recorded in the profit and loss account.

2.2.4 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

2.2.5 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

2.2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.7 Debts

Debts are recorded at their reimbursement value.

2.2.8 Net turnover

The commission income comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

3 Tangible fixed assets

The 2015 movements in tangible fixed assets were as follows:

	Leasehold improvements and other furniture and fixtures	Computers office equipment	Total
	EUR	EUR	EUR
Gross book value - January 1, 2015	5,205,514	5,417,176	10,622,690
Additions for the year	1,452,535	1,131,189	2,583,724
Disposals for the year	-	(35,097)	(35,097)
Gross book value - December 31, 2015	<u>6,658,049</u>	<u>6,513,268</u>	<u>13,171,317</u>
Accumulated value adjustment - January 1, 2015	(4,024,635)	(3,998,924)	(8,023,559)
Allocations for the year	(487,351)	(679,075)	(1,166,426)
Reversal for the year	-	33,056	33,056
Accumulated value adjustment - December 31, 2015	<u>(4,511,986)</u>	<u>(4,644,943)</u>	<u>(9,156,929)</u>
Net book value at January 1, 2015	<u>1,180,879</u>	<u>1,418,252</u>	<u>2,599,131</u>
Net book value at December 31, 2015	<u>2,146,063</u>	<u>1,868,325</u>	<u>4,014,388</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

4 Financial fixed assets

The amount (€871,967) relates to the financing of initial contingent deferred sales charges (" CDSC ") paid by the Company to investors in Schroder SMBC Global Bond Series. Financing is amortised over sixty months.

	Financial Fixed Assets
	EUR
Gross book value - January 1, 2015	3,762,734
Additions for the year	1,154,421
Disposals for the year	(1,316,647)
Gross book value - December 31, 2015	<u>3,600,508</u>
Accumulated value adjustment - January 1, 2015	(3,116,867)
Allocation for the year	(1,204,502)
Adjustment prior years	1,040,274
Reversal of the year	552,554
Accumulated value adjustment - December 31, 2015	<u>(2,728,541)</u>
Net book value at January 1, 2015	<u>645,867</u>
Net book value at December 31, 2015	<u>871,967</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

5 Amounts owed by and to affiliated undertakings

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to partake in the “Sweep” programme operated by that company. The Company earns interest on its EUR, USD and GBP balances by reference to various market base rates.

<u>Amounts owed by affiliated undertakings</u>		2015 EUR	2014 EUR
<u>Counterparty</u>	<u>Main nature of relationship</u>		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group “Sweep” programme	21,348,287	52,347,542
Other	Investment and infrastructure services	937,908	143,291
Total		<u>22,286,195</u>	<u>52,490,833</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

<u>Amounts owed to affiliated undertakings</u>		2015 EUR	2014 EUR
<u>Counterparty</u>	<u>Main nature of relationship</u>		
Schroder International Finance	Interim dividend for parent company	22,000,000	77,000,000
SIM Ltd	Investment and distribution services	14,883,391	14,036,618
SIM Hong Kong	Investment and distribution services	8,241,092	12,135,077
Schroders Italy SIM SpA	Distribution services	4,438,151	2,462,294
SIM Switzerland AG	Investment and distribution services	3,109,010	1,500,346
SIM North America	Investment and distribution services	2,167,162	976,788
SIM Japan	Investment and distribution services	1,369,270	838,535
SIM Germany GmbH	Distribution services	1,326,256	1,107,270
Other	Investment and distribution services	5,532,716	4,930,142
		<hr/>	<hr/>
Total		63,067,048	114,987,070

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

6 Transferable securities

	2015 EUR	2014 EUR
Opening gross book value at cost	2,579,612	2,518,374
Addition of the year	965,718	863,709
Disposal of the year	(660,038)	(802,471)
Closing gross book value at cost	<u>2,885,292</u>	<u>2,579,612</u>
Impact of valuation at market value	<u>326,377</u>	<u>311,758</u>
Closing Market value	<u>3,211,669</u>	<u>2,891,370</u>

The transferable securities comprise mainly holdings in investment funds of which the Company is the promoter. These holdings are usually undertaken for the purposes of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved.

7 Prepayments

	2015 EUR	2014 EUR
Deferred charges are mainly composed of:		
Computer Hardware Maintenance	374,147	452,999
Pension cost	262,237	265,450
Electronic Information Services	225,426	182,596
Computer Software Maintenance	153,953	173,597
Rent	174,520	101,822
Other	386,931	245,768
Total	<u>1,577,214</u>	<u>1,422,232</u>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

8 Trade receivables

	2015 EUR	2014 EUR
Trade receivables are detailed as follows:		
Management fees	67,368,857	66,077,318
Transfer agency fees	13,544,224	13,384,409
Distribution fees	6,141,273	6,682,089
Performance fees	6,368,581	709,995
Net other receivables - Transfer Agency activity	1,079,229	636,784
Other	1,313,525	937,326
	<u>95,815,689</u>	<u>88,427,921</u>
Total		

9 Subscribed capital

As at December 31, 2012, the subscribed capital was represented by 16,477 shares fully paid without nominal value. On November 14, 2012, the Company issued 202 shares as part of the acquisition of the assets of Schroder Investment Management A/S. Similarly, on November 27, 2012, the Company issued an additional 76 shares when it acquired the assets of Schroder Investment Management Benelux N.V.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

10 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2014 result was allocated based on decision taken at the AGM held on April 21, 2015. In accordance with the Board of Directors' decision of August 16, 2015 to distribute an interim dividend of €85.0 million and the decision of January 29, 2016 to distribute an interim dividend of €22.0m, both for 2015 year, the 2015 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital	Share premium	Legal Reserve	Revaluation reserve	FX Revaluation reserve	Other reserves
Balance on December 31, 2014	12,867,093	254,440	1,286,709	311,758	(35,946)	9,712,350
Result allocation	-	-	-	-	-	(313,825)
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	865,795
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	-	-
Revaluation reserve	-	-	-	14,619	-	-
FX revaluation reserve	-	-	-	-	(38,246)	-
Profit for the year 2015	-	-	-	-	-	-
Balance on December 31, 2015	12,867,093	254,440	1,286,709	326,377	(74,192)	10,264,320

Capital and reserves EUR	Profit brought forward	Interim dividend	Distribution of dividend	Profit for the year	Capital and reserves EUR
Balance on December 31, 2014	1,042,945	(142,000,000)	-	148,509,025	31,948,374
Result allocation	(177,150)	142,000,000	7,000,000	(148,509,025)	-
Additional other reserves allocation	(865,795)	-	-	-	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	(107,000,000)	(7,000,000)	-	(114,000,000)
Revaluation reserve	-	-	-	-	14,619
FX revaluation reserve	-	-	-	-	(38,246)
Profit for the year 2015	-	-	-	125,751,354	125,751,354
Balance on December 31, 2015	-	(107,000,000)	-	125,751,354	43,676,101

The share premium of €254,440 is resulting from the increase of the capital following the mergers with Schroder Investment Management Benelux N.V. and Schroder Investment Management A/S. It corresponds to the difference between the nominal value of the shares issued and the book value of the acquired companies.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

11 Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

12 Other reserves

In accordance with the tax rules and regulations in force until December 31, 2001, the Company credited the net wealth tax against the amount of the corporate income tax.

As from January 1, 2002, the Company reduced the net wealth tax liability in accordance with the new tax rules and regulations in force. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due.

The other reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

13 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “Trade Creditors” are mainly composed of commissions payable to distributors.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

14 Other external charges

Other external charges consist of the following:

	2015 EUR	2014 EUR
Marketing costs	15,659,313	12,551,761
General administration	4,910,512	5,561,264
Information technology costs	10,592,074	7,360,188
Product Development	2,815,819	4,682,811
Rental and building costs	2,692,934	2,447,698
Communication costs	1,665,595	1,664,266
Legal and professional fees	1,903,441	1,572,582
Insurance	771,464	795,014
Funds subsidy	474,848	651,800
Other operating costs	1,176,733	110,850
Non recoverable VAT	7,167,809	912,962
	<hr/>	<hr/>
Total	49,830,542	38,311,196
	<hr/>	<hr/>

15 Net turnover

A breakdown of the net turnover by category of activity and into geographical market is omitted because its nature is such that it would be seriously prejudicial to the Company.

16 Income Tax

For FATCA purposes, Schroder Investment Management Luxembourg S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN): 9I88MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages. In its role as Sponsoring Entity, Schroder Investment Management Luxembourg S.A. has the following GIIN: 4R1MT7.00000.SP.442.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

17 Staff

The average number of persons employed during the year was 261,257 employees and 4 directors.

18 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

The Company has not paid any emoluments in 2015 to the Directors acting in that capacity. The Company offers its employees a defined contribution plan.

19 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2015.

20 Distributable reserves

	2015 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2014	865,795
Additional other reserves allocation	(865,795)
Profit for the year	125,751,354
Interim dividends	(107,000,000)
Release from 2010 reserves	1,829,875
Increase from 2016 reserves	(2,216,725)
Pillar I capital increase	(1,000,000)
AIF coverage	(500,000)
	<hr/>
Total	16,864,504

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2015 (cont.)

20 Distributable reserves (cont.)

The Board of Directors are proposing a dividend for the 2015 year of €120 million (of which €85.0 million has been paid as interim dividends during 2015 and €22 million will be paid as interim dividends during 2016). This will be submitted to the AGM for approval on April 19, 2016. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2015 EUR
Proposed final dividend	13,000,000
Profit to be carried forward	<u>3,864,504</u>
Total	<u>16,864,504</u>

Note 21 Off-balance sheet commitments

The Company leases its premises until 30/09/2019. The fixed lease payments over the term of the arrangement is €1,373,857 per annum subject to annual index related increases (As at December 31, 2013 €1,344,905).

Note 22 Subsequent event

No material subsequent events, affecting the annual accounts, have occurred to date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.70円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2016年6月30日現在

（ユーロで表示）

	2016年6月30日	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
固定資産		
有形固定資産		
その他付属品、ツールおよび機器	3,796,825	465,870
金融固定資産		
固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品	390,666	47,935
流動資産		
債権		
売掛金：		
1年以内期限到来	81,843,297	10,042,173
関係会社への債権：		
1年以内期限到来	47,380,608	5,813,601
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品		
その他の譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	3,469,988	425,768
現金預金、郵便振替貯金、当座預金および手元現金	74,341,081	9,121,651
前払金	2,815,981	345,521
資産合計	214,038,446	26,262,517
負債		
資本金および準備金		
払込資本金	12,867,093	1,578,792
資本剰余金および類似の剰余金	254,440	31,220
再評価積立金	252,185	30,943
準備金		
法定準備金	1,286,709	157,879
その他の準備金	12,151,170	1,490,949
繰越利益	3,864,504	474,175
中間配当金	-	-
当期利益	53,364,348	6,547,805
非劣後債務		
買掛金：		
1年以内期限到来	79,405,974	9,743,113
関係会社に対する債務：		
1年以内期限到来	33,858,488	4,154,436
税金および社会保障債務		
税金債務	6,815,452	836,256
社会保障債務	498,255	61,136
その他の債務		
1年以内期限到来	9,419,827	1,155,813
負債合計	214,038,446	26,262,517

（２）損益の状況

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2016年6月30日終了期間

（ユーロで表示）

2016年6月30日

（ユーロ）

（千円）

費用

その他の外部費用	20,314,353	2,492,571
----------	------------	-----------

人件費

給料および賃金	13,932,285	1,709,491
---------	------------	-----------

給料および賃金にかかる社会保障費	1,255,290	154,024
------------------	-----------	---------

補足年金費用	868,849	106,608
--------	---------	---------

その他の社会保障費	778,288	95,496
-----------	---------	--------

以下にかかる評価調整：

創業費ならびに有形および無形固定資産	755,717	92,726
--------------------	---------	--------

流動資産として保有される譲渡性のある有価証券にかかる評価額調整	509,363	62,499
---------------------------------	---------	--------

金融固定資産にかかる評価調整および公正価値調整	300,313	36,848
-------------------------	---------	--------

以下にかかる利息およびその他の金融費用：

その他の利息および類似の金融費用	2,565,534	314,791
------------------	-----------	---------

法人所得税	10,274,520	1,260,684
-------	------------	-----------

当期利益	53,364,348	6,547,805
------	------------	-----------

費用合計	104,918,861	12,873,544
------	-------------	------------

収益

純売上	104,259,564	12,792,649
-----	-------------	------------

その他の営業利益	625,604	76,762
----------	---------	--------

以下により生じるその他の利息およびその他の金融収益：

関係会社	6,049	742
------	-------	-----

その他の利息および類似の金融収益	27,643	3,392
------------------	--------	-------

収益合計	104,918,861	12,873,544
------	-------------	------------

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(受益証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、() 公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または() 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いUCITSおよびAIFを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CSFは、ルクセンブルグ投信法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）
（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

平成28年12月末日現在、70百万英ポンド（約100億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝143.00円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋 - 横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約3,750億英ポンド（約53.6兆円）（平成28年9月末日現在）である。

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

（イ）資本金の額

平成27年12月末日現在、1,100万米ドル（約13億円）

（ロ）事業の内容

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.は、1973年5月16日に存続期間無期限の「株式会社」（Société Anonyme）として設立され、ルクセンブルグ大公国、L-2633セニガーバーグ、トレヴェエ通り6、ヨーロッパ・バンク・アンド・ビジネス・センターに登録上の事務所を有する。その資本および準備金は、平成27年12月末日現在で1,184,767,457米ドル（約1,380億円）に達する。J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.の主な活動は、保管および投資管理事務サービスである。

SMBCFriend証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

平成28年12月末日現在、272億7,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本において金融商品取引業（関東財務局長（金商）第40号）を営んでいる。日本証券業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

株式会社三井住友銀行（「販売取扱会社」）

（イ）資本金の額

平成28年9月末日現在、17,709億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における登録金融機関（関東財務局長（登金）第54号）である。日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

2【関係業務の概要】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。保管受託銀行は、ルクセンブルグ投信法に基づき、その職務および責任を引き受ける。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みに際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること
- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、（ ）委託が当該法域の法的制約により要求される旨（ ）管理会社の合理的な意見においてかかる委託を正当化する状況および（ ）かかる委託に含まれるリスクにつき、受益者が適式に報告を受けることを確保するものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J.P. Morgan Bank Luxembourgは、ファンドおよびサブ・ファンドの純資産価格の計算およびファンドの会計を担当する。

S M B C フレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

株式会社三井住友銀行（「販売取扱会社」）
日本における受益証券の販売・買戻しの取次業務を行う。

3【資本関係】

管理会社およびその他の関係法人との資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2016年10月付）

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアションという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
パート ファンド	（特にUCITS 通達をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託

RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク・キャピタルに投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 通達または 通達2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009 / 65 / EC
UCITS 通達または 通達2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014 / 91 / EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 通達を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会通達2009 / 65 / ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016 / 438
UCITS所在加盟国	UCITS 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85 / 611 / EEC（以下「UCITS 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS 通達を改正する通達2001 / 107 / ECおよび通達2001 / 108 / EC（以下「UCITS 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS 通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、() AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 通達を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

UCITS 通達において重視されているのは以下の3点である。

- 預託制度の見直し
- 報酬規則の導入
- 行政的制裁の調整

ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パート UCITS（以下「パート 」という。）
- パート その他のUCI（以下「パート 」という。）
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パート 専門投資信託に適用される一般規定
- パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。)
- 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート ファンドおよびパート ファン ド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML通達91/75（改訂済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 配分方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート およびパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。

- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金が a) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、

¹ 「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

- D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。
- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。

) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。

- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連FCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、

b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合

c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPIは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPIに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。

c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下 項を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない

い。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

- パート SICAVは、株式資本を処理しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資口は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート およびパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資口の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。

- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュフローを適切に監視し、特にSICAVの投資口の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金が a) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 通達2006 / 73 / EC² 第18条第 1 項 a)、b) または c) に言及された組織において開設され、c) 通達2006 / 73 / EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記 b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C . SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

² 「通達2006 / 73 / EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004 / 39 / ECを実施する2006年 8 月10日付委員会通達2006 / 73 / ECをいう。

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された通達2006 / 73 / EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
-) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
-) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D . 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。
- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。
- 保管受託銀行および / またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。
- E . 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。
- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合
- 上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。
- a) 委託されたSICAVの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
-) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
-) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連SICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パート ファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意的に認可を撤回されるか、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が通達2009 / 65 / ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAVにより認可を撤回され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

上記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の . 3.2の(4)から(8)に定める規定は、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12 / 540を発行した。当該通達に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資口は全額払い込まれなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によつてのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によつて行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 設立者の身元
- 会社の形態および名称
- 登録事務所
- 会社の目的
- 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- 発行時に払込済の額
- 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- 株式の形式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- 会社の存続期間
- 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によつて設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によつて適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート 1 に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証される日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクス

ポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること

- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。
- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指

- 数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009 / 65 / ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
- () 同一発行体の債務証券の10%
- () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
- () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためののみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 . 2.の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、

- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。
- 通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。
- 通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSリーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勧告し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注)上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
 - a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフに適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSのユニット数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、辞職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) スタッフは、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフの利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSのユニットもしくは株の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

通達2009/65/EC第14 a (4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は）、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03 / 108に記載され（かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF通達05 / 185により補足された。

CSSF規則No.10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF通達11 / 508を発行した。CSSF通達11 / 508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03 / 108、CSSF通達05 / 185およびCSSF通達11 / 508に取って代わるCSSF通達12 / 546を発行した。CSSF通達12 / 546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No.10 - 4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12 / 546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および / または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および / または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および / または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務

契約により管理会社 / 自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

- 通達では、職員数は管理会社 / 自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社 / 自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社 / 自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社 / 自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社 / 自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券 / 投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10 - 049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10 - 5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11 / 509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12 / 540

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

- () 公募または販売の承認
2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。
 - () 設立文書の事前承認
2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。
 - () 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。
 - a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
 - b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、通達2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。
- 2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。
- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
 - b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
 - c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
 - b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載
- 目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合は）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

UCITS 通達を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- (UCIが任意清算される場合) 清算人

a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合

- b) 不完全、不正確もしくは虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第 b) 号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 通達2014 / 65 / EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回る事となる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第 a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第 b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合

- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
 - m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
 - n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
 - o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
 - p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1条の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

- m) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (UCIまたは管理会社の場合) UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または通達2013 / 34 / EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
- c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
-) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
-) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 通達2009 / 65 / ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b．管理会社が破産宣告を受けた場合
- c．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- () 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。
- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) UCITS 通達に基づき認可を必要としない投資信託。
- () 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - () その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) () に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003 / 41 / EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の事業体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1条および第125 - 2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 通達に従い認可された UCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業

務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前合意
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約にお

ける、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報

- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（上記1.4.1参照のこと）ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース

- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、() 当初の投資から5年間において行使することができる買戻権がなく、かつ() 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務

- 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMがホスト加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記 a)、b) および c) の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、()AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- パート ファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（下記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

() 設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02 / 81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。

報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97 / 136（CSSF通達08 / 348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、上記 . 4.2()項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドに関しては、 . 3. 「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に詳述される保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 . 4.3 「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

上記 . に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、() 2007年法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、() 2007年法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

SIF制度は、() その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010 / 73 / EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006 / 48 / ECに定める金融機関、通達2004 / 39 / ECに定める投資会社もしくは通達2009 / 65 / ECに定める管理会社が行った査定の対象となっ

た投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07 / 309（以下に詳述する）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役 / 運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間

中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパート に服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、1.5に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規

定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 SICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 RAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「RAIF」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF（またはSICAR）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる時間枠が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならない、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、クロスボーダーベースでEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを最終的に市場に出すことができる。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および/または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、日本における販売会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章の記載をすることがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」
- (6) 受益証券の券面は発行されない。

別紙 A

定義

「ルクセンブルグ投信法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法
「2013年法」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法
「累積型受益証券」	受益証券について発生した収益が当該受益証券の価格に反映されるように累積する受益証券
「AIFM」	ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
「AIFMD」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU
「AIFM規則」	2012年12月19日付欧州委員会委任規則231/2013
「AIFM関連規則」	AIFMD、AIFM規則および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン
「営業日」	ルクセンブルグにおいて銀行が通常に営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日（12月24日が平日である場合、当該日は営業日として考慮されない。）
「条件付後払手数料」	クラスB受益証券について徴収される条件付後払手数料
「クラス」	特定の報酬構造を有する受益証券のクラス
「保管受託銀行」	保管受託銀行として行為するJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）
「ユーロ」	ヨーロッパの通貨単位
「取引日」	関連するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算するために参照される営業日および/または管理会社が随時定めるその他の日（当該計算の停止期間中の日を除く。）
「分配」	分配金の支払
「分配型受益証券」	収益を分配する受益証券

「販売会社」	販売会社として行為するS M B Cフレンド証券株式会社または管理会社が随時任命するその他の販売会社
「ファンド」	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社として行為するJ . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ
「英ボンド」	英国ボンド
「管理会社」	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
「約款」	ファンドの約款（随時改正済）
「受益証券1口当たり純資産価格」	本書に記載の該当する規定に従い決定されるいずれかのクラス受益証券の1口当たり価格
「S M B C」	株式会社三井住友銀行
「サブ・ファンド」	独自の純資産価格を有し、個別の一または複数のクラスの受益証券に表章されるファンド内の特定の資産および負債のポートフォリオ
「受益証券」	ファンドの資本内のいずれかークラスの無額面の受益証券。受益証券は株式ではないが、ファンドの資産について各受益者が実質的に権利を有する割合を決定する役割を果たす。
「受益者」	受益証券の保有者（文脈により、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本における受益者を含むことがある。）
「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）ならびにその領土、属領およびその管轄に服するその他の地域

「米国人」

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または内国歳入法に定義される米国人。1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902によれば、米国人には、米国に居住する自然人、ならびに個人以外の投資家に関しては、以下を含む。すなわち、()米国またはその州の法律に基づき組織または設立された法人もしくはパートナーシップ、()信託であって(a)受託者が米国人であるもの(ただし、かかる受託者が専門家受託者であり、米国人でない共同受託者が信託財産に関して単独のもしくは共有の投資裁量権を有し、かつ、その信託の実質的受益者(および信託が撤回可能なものである場合には信託設定者)が米国人でない場合を除く。)または(b)裁判所がその信託に対して第一次的な管轄権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国受託者が信託のすべての重大な決定を支配する権限を有する場合、ならびに()財団であって(a)すべての源泉からの世界中の収益に関して米国の税金に服するもの、または(b)米国人が執行者もしくは管理者であるもの(ただし、米国人でない当該財団の執行者もしくは管理者が当該財団に関する単独もしくは共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該財団が外国法にしたがっている場合を除く。)である。「米国人」の用語はまた、以下のように設立された主に受動的投資のために組織された事業体(商品プール、投資会社またはその他類似の事業体等)を意味する。すなわち、(a)非米国人である参加者を理由として、運営者が、米国商品先物取引委員会により定められた規則のパート4の一定の要件を免除されている商品プールに対する米国人による投資を容易にする目的のために設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立された事業体。ただし、当該事業体が、自然人、財団または信託でない「認定投資家」(1933年証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により設立および所有されている場合を除く。

内国歳入法上、米国人の用語は、以下の者をいう。すなわち、()米国の市民または居住者、()米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上パートナーシップとしての取扱いを受けるパートナーシップもしくは他の事業体またはその政治的下部機関、()米国の法律に基づき組織される米国連邦所得税の目的上法人としての取扱いを受ける法人もしくはその他の事業体、またはその政治的下部機関、()源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または() (a)米国内の裁判所が信託の運営について第一次的な監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託である。

「米ドル」または「\$」

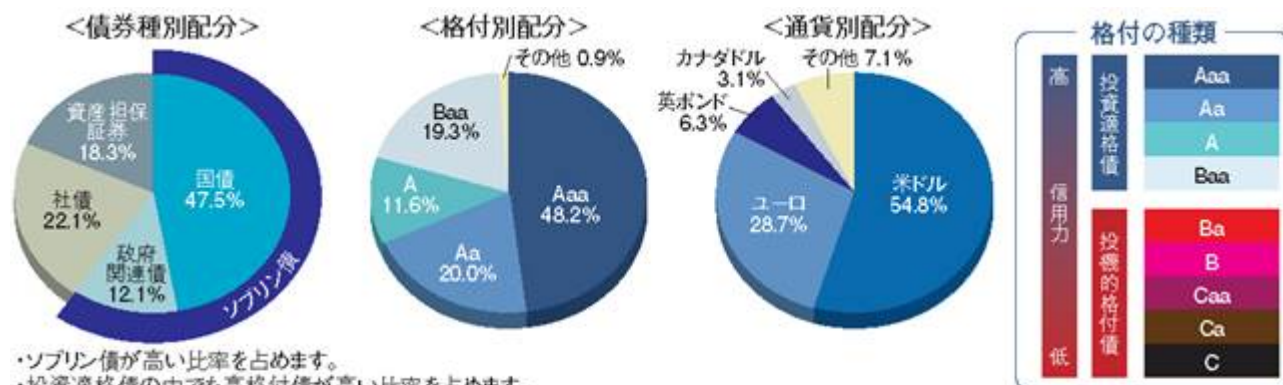
アメリカ合衆国ドル

「円」または「日本円」

日本円

別紙 B

参考情報：サブ・ファンドのベンチマークの概要



・ソブリン債が高い比率を占めます。

・投資適格格付の中でも高格付債が高い比率を占めます。

上記ベンチマークの概要は、サブ・ファンドのベンチマークであるブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス(日本を除く)の2016年12月末現在のデータをもとに概要を記載したものであり、ファンドの内容とは異なります。

格付はMoody'sの格付にもとづいています。

出所：バークレイズ、2016年12月末現在

過去の債券指数の実績はサブ・ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

・ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの高標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ビーエルシーの高標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

シュローダー・グループの概要

シュローダー・グループのご紹介

- 1804年の創業以来、**200年以上**の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系の資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、世界**27カ国37拠点**で資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は3,438億英ポンド(約**47兆円***)に上ります。
- 日本では**1974年**に東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。
- **1870年**(明治3年)に日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。



シュローダー・グループ本社
(英国、ロンドン)



新橋駅ー横浜駅(現桜木町駅)間
鉄道開通記念式典の様様

2016年6月末現在

*換算レート:1英国ポンド=137.14円

監査人報告書

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、2015年9月30日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表、および同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要、その他の財務書類に対する注記で構成される、添付のシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要求に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重要な虚偽記載のないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する監査証拠を得るための手順の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、現状において適切な監査手続を策定するため企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用される会計基準の適切性の査定および会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供するものであると確信している。

意見

我々の意見によれば、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要求に従って、これらの財務書類はシュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの2015年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足的情報は、我々の任務に関連して検討されたが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続の対象にはなっていない。従って、我々は、かかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2015年12月11日

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

代表

ベルトラン・ジャブレー

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Schroder SMBC Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Schroder SMBC Global Bond Series, which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 30 September 2015 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder SMBC Global Bond Series as of 30 September 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Represented by

Luxembourg, 11 December 2015

Bertrand Jaboulay

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査人報告書

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、2016年9月30日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表、および同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要、その他の財務書類に対する注記で構成される、添付のシュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要求に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重要な虚偽記載のないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する監査証拠を得るための手順の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、現状において適切な監査手続を策定するため企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用される会計基準の適切性の査定および会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供するものであると確信している。

意見

我々の意見によれば、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法令および規制の要求に従って、これらの財務書類はシュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの2016年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足的情報は、我々の任務に関連して検討されたが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続の対象にはなっていない。従って、我々は、かかる情報に対して意見を表明するものではない。しかしながら、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2016年12月16日

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

代表

ベルトラン・ジャブレー

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Schroder SMBC Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Schroder SMBC Global Bond Series, which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 30 September 2016 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder SMBC Global Bond Series as of 30 September 2016, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Represented by

Luxembourg, 16 December 2016

Bertrand Jaboulay

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

年次財務書類に対する報告

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2015年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

年次財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能にするための取締役会の決定に必要な当該内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての証拠の試査を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断に依拠し、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、取締役会により採用される会計基準の査定および取締役会により行われる会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規制の要求に従って、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2015年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

取締役会が作成義務を負っている運用報告書は、年次財務書類と一致している。

ルクセンブルグ、2016年4月4日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表
ベルトラン・ジャブレー

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

We have audited the accompanying annual accounts of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2015, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 4 April 2016

Bertrand Jaboulay

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。